

JA能美

ディスクロージャー誌

私たちの活動をご理解いただくために

令和5年度 令和5年4月1日～令和6年3月31日



ごあいさつ	1	③ 有価証券の時価情報	37
1. 経営理念・経営方針	2	④ 金銭の信託の時価情報	38
2. 経営管理体制	2	⑤ デリバティブ取引、 金融等デリバティブ取引、 有価証券関連店頭デリバティブ取引	38
3. 社会的責任と貢献活動	2	(5) 預かり資産の状況	
4. 事業の概況（令和5年度）	4	①投資信託残高（ファンドラップ含む）	38
5. リスク管理の状況	7	②残高有り投資信託口座数	38
6. 事業のご案内	11	2. 共済取扱実績	
【経営資料】		(1) 長期共済保有高	38
I 決算の状況		(2) 医療系共済の共済金額保有高	39
1. 貸借対照表	12	(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	39
2. 損益計算書	14	(4) 年金共済の年金保有高	39
3. キャッシュ・フロー計算書	16	(5) 短期共済新契約高	39
4. 注記表	18	3. その他事業の実績	
5. 剰余金処分計算書	26	(1) 購買品取り扱い高	40
6. 部門別損益計算書	27	(2) 受託販売品取り扱い高	40
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	29	(3) 保管事業取り扱い実績	40
8. 会計監査人の監査	29	(4) 加工事業取り扱い実績	40
II 損益の状況		(5) 利用事業取り扱い実績	40
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	30	(6) 指導事業の収支内訳	41
2. 利益総括表	30	IV 経営諸指標	
3. 資金運用収支の内訳	31	1. 利益率	41
4. 受取・支払利息の増減額	31	2. 貯貸率・貯証率	41
III 事業の概況		V 自己資本の充実の状況	
1. 信用事業		1. 自己資本の状況	41
(1) 貯金		2. 自己資本の構成に関する事項	42
① 種類別貯金平均残高	31	3. 自己資本の充実度に関する事項	43
② 定期貯金残高	32	4. 信用リスクに関する事項	44
(2) 貸出金		5. 信用リスク削減手法に関する事項	47
① 種類別貸出金平均残高	32	6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	48
② 貸出金利条件別内訳残高	32	7. 証券化エクスポージャーに関する事項	48
③ 貸出金担保別内訳残高	32	8. 出資その他これに類するエクスポー ジャーに関する事項	48
④ 債務保証見返額担保別内訳残高	32	9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャーに関する事項	49
⑤ 貸出金使途別内訳残高	33	10. 金利リスクに関する事項	49
⑥ 貸出金業種別残高	33	【JAの概要】	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	33	1. 機構図	51
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び 金融再生法開示債権区分に 基づく債権の保全状況	34	2. 役員	52
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る 貸出金のリスク管理債権の状況	34	3. 組合員数	52
⑩ 貸倒引当金内訳	36	4. 組合員組織の状況	52
⑪ 貸出金償却額	36	5. 地区	53
(3) 内国為替取扱実績	36	6. 沿革・歩み	53
(4) 有価証券		7. 店舗等のご案内	53
① 保有有価証券平均残高	36		
② 保有有価証券残存期間別残高	37		

※ 信用事業を行う農業協同組合は農業協同組合法第54条の3の規定により、事業年度ごとに信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載したディスクロージャー誌を作成し、当JAの信用事業を行う全事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することが義務づけられています。

昨今の金融機関を巡る相次ぐ不祥事件が発生する中、金融機関にはこれまで以上に「透明性」「健全性」が求められています。ディスクロージャー誌は組合員並びに地域の皆さまが安心して当JAを利用していただけるよう、当組合の経営方針、社会的責任及び経営内容を明らかにするものです。

ごあいさつ

組合員の皆様におかれましては、益々ご清栄のことと、お慶びを申し上げます。

平素は、ＪＡ能美の各種事業にご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、令和５年度は、昨年５月５日の最大震度６強を記録した珠洲沖地震に始まり、かほく地区を中心とした大規模な水害の発生、そして、本年元日の最大震度７を記録した能登半島地震発生と、まさに命と暮らしを脅かす大災害に見舞われた１年となりました。

甚大な被害を受けた能登地区においては、県・国が一体となった支援体制のもと、復旧・復興に向けて着実に歩みを進めているところであります。県下ＪＡグループにおいても、石川県との連携会議を設け、被災地区の営農活動再生へ向けた支援とともに、加賀地区へ避難された方々の生活面でのサポートに取り組んでいるところであり、今後とも一日も早い復旧・復興へ向け、支援活動を継続してまいります。

一方、令和５年度の農業生産活動を顧みますと、高温障害による産米の一等比率低下が全国で顕著となり、高温耐性品種が注目を集めることとなりました。このような中、ＪＡグループが集荷した石川県産主食用米の全銘柄平均１等比率は８２．７％となり、前年と同レベルを維持し、当ＪＡ管内産米においては、全銘柄平均で１等比率８９．８４％と県平均を上回りました。これも偏に、生産者各位が長年にわたって続けてこられた「土づくり」の大きな成果であると、その取り組みに改めて敬意を表する次第であります。

また、この令和５年度を境に、コメの販売状況と価格に変化が表れています。民間在庫量の減少と生産者の基準数量遵守による計画作付けが奏功して需給が改善し、取引価格が上昇傾向に転じる中、これを後押しするように、インバウンドの回復によって外食需要が拡大するという明るい兆しが見え始めました。しかし、その一方で全国的には、主産地の令和５年産米が、猛暑による品質低下を受けて流通量が減少し、品薄感が強まったことで、一部の銘柄を中心に価格が高騰しており、次年度以降の生産活動への影響が懸念される状況となっています。ＪＡとしては、このような特殊事情も踏まえ、将来へ向けて需給の安定と適正価格の形成を目指し、基準数量遵守を啓蒙するとともに、生産者コストの低減と良質米生産のための活動を継続してまいり所存であります。

このような状況のもとで取り組んできた、当ＪＡの事業活動の成果について、その概略をご報告致します。令和５年度は、第８次中期経営計画ならびに自己改革工程表に則り、確固たる経営基盤の強化を図るとともに、農業生産の拡大と農業者の所得増大、また、これによる地域の活性化に取り組みました。その結果、事業総利益は１１億１９百万円と事業計画（１１億５５百万円）を下回ったものの、当期剰余金は１億８１百万円となり、年度計画（６３百万円）を達成するとともに、自己資本比率においても２８．３％という高い水準を維持することができました。これも偏に組合員各位のご理解とご協力の賜物と、衷心より御礼を申し上げる次第でございます。

一方で、この数年間で経営環境は急激に悪化しており、とりわけ信用事業ならびに共済事業は、長らく続いた金融緩和政策によって収益が大幅に低下し、ＪＡの経営全体に大きな影響が出ています。この３月末をもって政府・日銀の金融政策が見直され、４月以降、徐々に金利を実感する事業環境に移っておりますが、従来の事業モデルではこれまでのような収益を生み出すことは困難な状況であり、各事業の在り方とともに実施体制の見直しが必要となっています。

今後は、信用事業、共済事業においては、組合員に対する相談機能を高めるため、より一層職員のスキル向上に取り組むとともに、業務改善を進めることで、収益力と利用者サービスの向上に取り組んでまいります。また、営農部門においては、信用部門との連携により、農業経営コンサルタント業務を拡大して、個別の経営診断に基づく収益力向上策を提案するなど、農業生産と所得向上へ向けた取り組みを強化してまいります。

なお、合併問題につきましては、令和９年４月１日実施へ向け、設定したスケジュールに従って会議を定期開催し、検討を続けているところでございます。

一つ一つの課題を解決しながら、目標期日での合併を実現できるよう取り組んでまいり所存でございます。

今般、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当ＪＡに対するご理解を一層深めていただくために、当ＪＡの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆様が当ＪＡの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和６年 ７月



代表理事組合長
作田 実喜秋

1. 経営理念・経営方針

経営理念

- 不断の自己改革を通して「持続可能な農業の実現」「豊かで暮らしやすい地域社会の実現」「協同組合としての役割発揮」に取り組み、組合員・利用者の皆様と地域にとって必要・不可欠な存在であり続けます。

経営方針

◇全体

以下の5つの基本目標に向けて取り組みます。

1. 「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」による、持続可能な農業の実現
2. 「地域共生社会」の実現
3. 「組合員の拡大」と「アクティブメンバーシップ」の確立
4. 「ガバナンス、内部統制」の強化による「持続可能な経営基盤」の確立
5. 「地域に根差した協同組合組織人」の育成

◇営農・経済事業部門

米の需給バランスが保たれ、米価が回復基調となる中、引き続き、水田フル活用による大麦・大豆では生産拡大に取り組みます。また、園芸振興では既存園芸作物の作付け拡大と産直生産者の育成に取り組み、需要に応じた農産物の生産拡大、安定供給を図ることで農業者の所得向上に努めます。さらに、生産コスト低減のための提案や推進を図ることで持続可能な農業の実現を目指します。また、「食と農」を基軸とした地域に密着した組織として、組合員・地域の皆様が「安全・安心」で豊かで暮らしやすい持続可能な地域社会の実現を目指し、良質なサービスの提供に取り組みます。

◇信用事業部門

組合員・地域の皆様のさまざまなニーズに的確に応えるべく相談機能を高めて、安心してご利用いただける地域金融機関を目指します。

◇共済事業部門

組合員・地域の皆様を第一に考え、寄り添う活動を通じて安心と満足をお届けするとともに、ニーズに応じた最適な保障の提供に取り組みます。

◇総務・監査部門

農業協同組合の強みである総合事業を通じて、持続可能な農業と地域社会の実現に取り組みます。

併せて不断の自己改革を通じ、広域合併に向け経営改善を進めます。

2. 経営管理体制

経営管理体制

◇経営執行体制

〔理事会制度〕

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の意思を経営に反映するため、地域組合員から選任された理事のほか、信用事業については専任担当として業務精通理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 社会的責任と貢献活動

(1) 農業振興活動

I. 当JAは、地域農業を守り組合員の社会的地位の向上と地域から愛されるJA活動をめざし、次の事業を通じて地域社会に貢献しています。

① 自己改革に関する取り組み

自己改革に関する基本目標として、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化を掲げています。農業者の世代交代による担い手不足、農産物の消費・流通構造の急激な変化、高齢化・

人口減少による地域社会の疲弊等の厳しい環境変化のなか、基本目標を達成するため、今まで以上の創意工夫により、積極的に新たな事業展開に取り組んでまいります。

- ② 学童の体験農園を通じ、子供たちや地域の皆様に対して農業への理解を深めています。
- ③ 農業まつり等を通じ、食への理解とおいしく安全な食料をPRするとともに、その安定供給に努めています。
- ④ 農産物直売所を設け、管内の新たな生産者を育成するとともに、地元産農産物の販売促進活動を通して地域農業の振興に取り組んでいます。
- ⑤ 農業者の所得税確定申告の相談を行うとともに、申告に必要なデータをJA系統独自のシステムで管理し、申告作業を支援しています。
- ⑥ JAが農業会計ソフトを導入して、地域の担い手農家、集落営農組織等に対する会計支援を行っています。
- ⑦ 管内産米の供給拠点であるJAグリーンでの直接販売を行うことで、管内産米の消費拡大に取り組んでいます。
- ⑧ 水田フル活用による取り組みで玉ねぎの産地化を目指し、園芸産地振興による地産地消に取り組んでいます。

Ⅱ. 地域密着型金融への取り組み(中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況を含む)

- ① 農山漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする支援(JAバンク石川の農業メインバンク機能強化への取組み)

当JAは、地域における農業者との結びつきを強化し、地域を活性化するため、次の取組みを行っています。

ア. 農業融資商品の適切な提供・開発

各種プロパー農業資金を提供するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いを通じて、農業者の農業経営と生活をサポートしています。

令和6年3月末時点において、農業関係資金残高300百万円を取り扱っています。

(注) 農業関係の貸出金とは、農業者及び農業関連団体等に対する貸出金であり、農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

営農類型別や資金種類別の農業資金、及び農業資金の受託貸付金の取り扱い状況についてはP.33の主要な農業関係の貸出金残高をご覧ください。

イ. 担い手のニーズに応えるための体制整備

当JAは、地域の農業者との関係を強化・振興するための体制整備に取り組んでいます。農業融資担当者が、営農・経済担当者がお聞きした情報も含めて把握し、農業融資に関する訪問・資金提案活動を行っています。

- ② 担い手の経営のライフサイクルに応じた支援

ア. 新規就農者の支援

新規就農者の経営と生活をサポートするため、就農支援資金を取り扱っています。

(単位：件、百万円)

資金名	実行件数	実行金額	令和6年3月末残高
就農支援資金(転貸)	—	—	—
合 計	—	—	—

イ. 対応力向上のための職員教育

農業者に対する支援活動を展開する中で、職員の対応力を高めるため、セミナーの受講や資格取得を奨励しています。

(単位：件、百万円)

セミナー・資格名等	主催者	有資格者
農業経営アドバイザー資格	日本プロ農業総合支援機構	15名

- ③ 経営の将来性を見極める融資手法をはじめ、担い手に適した資金供給手法の提供

当JAにおいては、担い手の経営実態やニーズに適した資金の提供に努めています。

ア. 負債整理資金による軽減支援

農業者の債務償還負担を軽減し、経営再建を支援するため、負債整理資金を取り扱っています。

【令和5年度負債整理資金の貸出実績】

(単位：件、百万円)

資金名	実行件数	実行金額	令和6年3月末残高
農業経営負担軽減支援資金	—	—	—
畜産特別資金	—	—	—
合 計	—	—	—

・農業経営負担軽減支援資金は、営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債の借換えのための制度資金であり、JAなどの融資機関において取り扱っています。

・畜産特別資金は、過去の負債の償還が困難な畜産経営者に対する長期・低利の借換え資金であり、JAなどの融資機関において取り扱っています。

④ 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域育成への貢献

ア. 災害被災者への支援

災害対策窓口の設置、災害対策資金の創設や個別融資先の経営状況に応じた償還条件の緩和等の対応を行っています。

イ. 食農教育応援事業の展開

地域の小学生の農業に対する理解促進のため、農業体験学習の受け入れ等に取り組んでいます。

活 動 名	活 動 内 容
学童農園	水稻（田植え、稲刈り）等

(2) 地域貢献活動

① 中山間地域における高齢者への対応としての買い物支援事業は令和5年度をもって廃止となりました。

なお、能美市との連携の下、独居老人等を見守る活動は、石川県の地域見守りネットワークへの加盟も含め、事業を通じた地域貢献活動として引き続き取り組んでいます。

② 年金友の会の活動を通して、地域の方々の交流と健康増進のお手伝いをしています。

③ 各支店において、定期的な年金無料相談会を開催しています。

④ 女性部活動の一環として、カルチャー活動のほか、加工部会を通じた地元産食材を使った加工食品の商品化と地域の食文化の発信に取り組んでいます。

⑤ 青壮年部活動の一環としては、「カーブミラー清掃」、「粗大ごみ回収」など、地域内におけるボランティア活動に積極的に参加しています。

⑥ JAN、ホームページ、SNS での様々なイベント等の広報活動を行うことや、SDGs へ取り組むことで地域にとって必要とされるJAをめざし信頼と共感づくりに取り組んでいます。

⑦ 地産地消・食農教育・農福連携の活動として関係機関と連携し、様々なイベントへの参加等を通じて管内農業や農産物の普及・振興に努めています。

4. 事業の概況（令和5年度）

◇全体的な概況〔取り組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕

令和5年度は、1月に発生した能登半島地震により石川県内は、甚大な被害を受けました。

現在、行政・系統団体と連携し、施設等の復旧・復興へ向けて取り組んでいるところです。

社会情勢としては、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和が進み、経済社会活動の正常化が進む中で個人消費が持ち直すなど、緩やかな回復基調で推移した一方で、不安定な世界情勢の影響などから資源価格や原材料価格は高止まりしており、依然として先行きは不透明な状況が続いています。また、国内農業では生産者の減少や高齢化、耕地面積の減少など生産基盤の縮小が続くなか、生産資材の高騰により農業経営は厳しさを増しており、我が国の食料安全保障の土台が揺らいでいます。

このような中、当組合においては肥料価格高騰対策をはじめとした生産基盤維持のための取り組みを進めるとともに、JAグループの一員として国に対して「(改正)食料・農業・農村基本法」に基づく「食料・農業・地域政策推進」に係る具体策の提言を行うなど、農政活動にも注力してまいりました。

また、自己改革への取り組みにおいては、第8次中期経営計画の2年度として組合員との対話を深める中で、「自己改革工程表」に基づく当年度の重点取組事項を確実に実践することで、着実に自己改革の歩みを進めてまいりました。

一方、事業活動面では大きく変化する経済ならびに社会環境への対応が求められる中、事業活動の成果である事業総利益は1,119百万円(計画:1,155百万円)と計画を下回ることとなりましたが、全体的な業務改善を進めた結果、事業利益ならびに経常利益の段階で計画を上回り、当期剰余金は181百万円(計画:63百万円)を確保することができました。

この結果、自己資本比率は28.30%(前年27.05%)と高い水準を維持し、着実に財務基盤の強化を進めることができました。

◇信用事業〔活動・実績〕

組合員・地域の皆様の身近な存在で安心してご利用いただける金融機関として、金融仲介機能を発揮するとともにお客様一人ひとりの相談対応の強化に取り組みました。

◇共済事業〔活動・実績〕

契約者へのフォロー活動を強化し、組合員・地域の皆様一人ひとりに安心と満足をお届けするとともに、幅広い層に対し総合的な保障の提供に取り組みました。

◇農業関連事業〔活動・実績〕

令和5年産米は、過剰在庫の危機感から全国的に米の生産数量目標が遵守されたことや、コロナ禍で減少していた米需要が回復基調に転じるなど、需給バランスが保たれたことで、米価は回復基調となりました。しかし米需要は引き続き減少傾向であることから、水田フル活用による大麦・大豆の作付け拡大と園芸振興作物としてたまねぎの面積拡大に取り組みました。また、販売力強化と安定供給では実需者との連携で新たに耐暑性に優れた「にじのきらめき」の契約栽培に取り組み、一定の成果が得られました。更に

トータルコストの低減としてスマート農機の提案や水稻除草剤の省力化の推進、ＪＡグループ独自の肥料価格高騰対策を実施し、農家所得の確保に寄与しました。

◇生活関連事業〔活動・実績〕

物価高等による厳しい事業環境の中、ＪＡグリーンでは、季節を意識した催事コーナーを設置する等、魅力ある店舗づくりに努めました。また、燃料事業では９月より辰口セルフを完全セルフ化したことで利用拡大に繋がりました。建築修繕では、定期的な周知活動を行うとともに施工業者と連携して迅速かつ丁寧なお客様対応に努めました。自動車事業では新たにオイル交換割引サービスを導入したことで、車検ご利用者様の満足度向上に繋がりました。

◆対処すべき重要な課題

① 自己改革に関する取り組み

当組合では自己改革に関する基本目標として、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化を掲げています。

農業者の世代交代による担い手不足、農産物の消費・流通構造の急激な変化、高齢化・人口減少による地域社会の疲弊等の厳しい環境変化のなか、基本目標を達成するため、今まで以上の創意工夫により、積極的に以下の項目に取り組んでまいります。

なお、当事業年度における農業所得の増大に関する事項並びに組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映及び事業の利用に関する事項については、「自己改革工程表」に記載してあります。

② 「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」による、持続可能な農業の実現

多様な次世代担い手を支援し販売力の強化・農業生産性の向上に取り組み、次世代につなぐ持続可能な農業を実現します。

③ 「地域共生社会」の実現

総合事業を通して地域の生活インフラ機能の一翼を担い、協同の力で豊かで暮らしやすい地域共生社会を実現します。

④ 「組合員の拡大」と「アクティブ・メンバーシップ」の確立

組織の核となる組合員の輪を広げアクティブ・メンバーシップを確立し、組織基盤の強化に取り組めます。

⑤ 「ガバナンス、内部統制」の強化による「持続可能な経営基盤」の確立

ガバナンスを強化し適切な内部統制の構築・運用を行うことで、「持続可能な経営基盤」の確立に取り組めます。

⑥ 「地域に根差した協同組合組織人」の育成

組合員・利用者に寄り添い、地域に根差した協同組合組織人の育成に取り組めます。

◇業務の適正を確保するための体制

当組合では、法令遵守等の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

今年度の運用状況の概要は、各項目下段に、「運用状況について」と記載のあるとおりです。

内部統制システム基本方針

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- (2) 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- (3) 内部監査部署を設置し、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。内部監査の結果、改善要請を受けた部署については、速やかに必要な対策を講じる。
- (4) 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- (5) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度を活用し、法令違反等の未然防止に努める。
- (6) 監事監査、内部監査、会計監査人が適正な監査を行えるよう、三者が密接に連絡できる体制を整備する。
- (7) 業務上知り得た当組合の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

(運用状況について)

組合の地域特性・組合員ニーズ等に応じて独自の経営理念を定め、中期計画等に反映して役職員に周知徹底し実行している。

コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスプログラムを定め、研修会の開催や自店検査、人事ローテーション、職場離脱等の諸制度を適切に実施している。

内部監査の実施により業務運営にかかる問題点が把握され、その改善取組みについての確な進捗管理により実践している。

また、役員による重要性の理解と陣頭指揮のもと、現業部署・リスク管理部署・内部監査部署が連携して反社会的勢力排除や金融犯罪防止にあたっている。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。

(運用状況について)

情報セキュリティに係る基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応を図っている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- (2) 組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

(運用状況について)

リスク管理基本方針を策定し、組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに理事会で定期的に協議・検討を行っている。

リスク管理委員会を設置し、重要なリスクの特定と対応状況の管理に努めるとともに、取組状況を定期的に理事会に報告している。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

(運用状況について)

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。人材育成指針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

定期的に収支シミュレーションを実施し、経営改善に取り組んでいる。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するために必要な体制を整備する。
- (2) 監事と定期的な協議を実施し、十分な意思疎通をはかる。
- (3) 内部監査担当部署に対して監事と十分な連携を行うよう指示する。

(運用状況について)

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。

6. 組合における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各業務が適正かつ効率的に執行されるよう、規程やマニュアル、業務フロー等の業務処理に係る内部統制を整備する。
- (2) 業務処理に係る内部統制が運用されるよう、定期的な検証と是正を行う。

(運用状況について)

各業務について統一的な事務手続きを定めることにより内部統制を整備し、職員への研修の実施や内部監査・自店検査の実施によりそれらの定着及び高度化を図っている。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- (4) 「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任」をディスクロージャー誌に記載して表明する。

(運用状況について)

経理規程を定め、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めており、会計処理にあつては業務システムと連携した会計システムが構築されている。

財務情報の開示にあたり、決算業務にかかる体制を整備するとともに、内部監査等により財務諸表等の正確性を維持する仕組みが構築されている。

5. リスク管理の状況

◇リスク管理体制等

〔リスク管理基本方針〕

健全性の高いJA経営を確保し、組合員・利用者の皆さまの信頼性を継続的に高めていくため、JAでは総合リスク管理規程を定め、JAが直面する重要なリスクを特定し、JA全体としての最適な対応について組織を挙げて取り組むこととしています。また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①与信リスク管理

与信リスクとは、融資や未収金取引などの与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、JAが損失を被るリスクのことです。個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部リスク管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。また、経済事業において未収金取引を行う場合についても取引先の財務状況を勘案して実施していくこととしています。貸出債権・経済事業債権について資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②余裕金運用リスク管理

1) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用状況については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

2) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

③業務運営リスク管理

業務運営リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステム操作が不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

収益発生を意図し能動的な要因により発生する与信リスクや余裕金運用リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクを意味します。業務運営リスクについては事務手続きにかかる各種規程を理事会等で定め、業務の多様化や事務量の増加に対応して正確な事務処理を行うため、事務マニュアルを整備するとともに自店検査を実施しています。その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、再発防止策の実施によりリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

④システムリスク管理

システムリスクとは、外部からのサイバー攻撃等によるコンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、内部規程・マニュアルなどを策定しています。

⑤会計リスク管理

JAは作成する計算書類等について監査法人の監査を受監し、国内で適用される各種の会計実務指針を遵守した会計処理を実施しています。会計基準の厳格な適用により、JAが意図しない多額の会計上の損失を計上するリスクについては、会計監査法人とのコミュニケーションを適宜行うことにより毎年度の決算方針を明らかにすることにより対処しています。

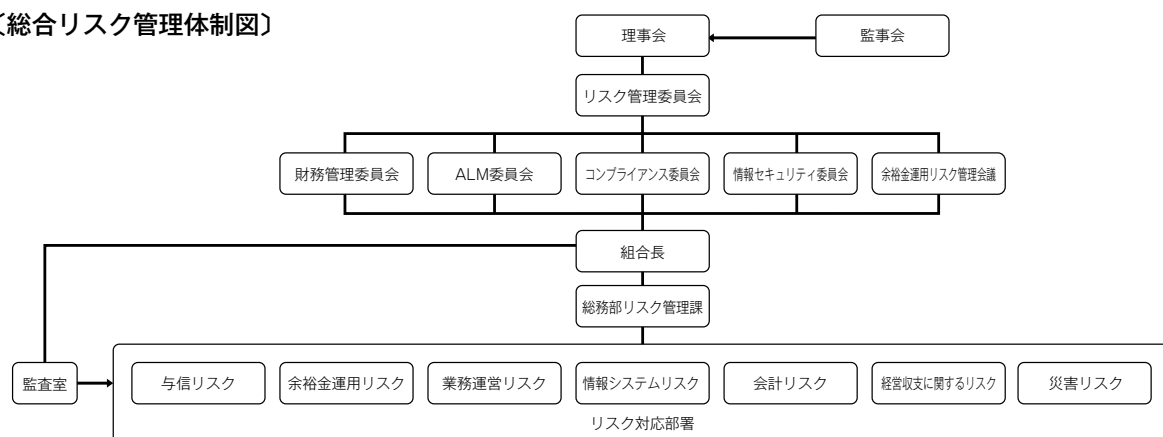
⑥経営収支に関するリスク管理

監督官庁が行う早期警戒制度において、JAが存続するためには中長期的な収支の確保の見通しについて実現可能性を対外的に説明することが求められており、監督官庁より実現可能性について理解が得られない場合にはJAの存続が困難となるリスクがあります。JAでは毎年度中長期的な収支シミュレーションを実施し、将来的な収支確保の具体策を策定して着実な実践を行うための体制を構築して実現に取り組んでいます。

⑦災害リスク管理

国内における自然災害や疫病の感染拡大などの災害リスクに対して、各企業体はそれらの発生の対応や事業継続について予め準備しておくことが求められています。当JAでは事業継続計画（BCP）を策定して、災害発生時の対応方法について定めるとともに、平時より発生時対応に向けた訓練の実施や備蓄品の確保に取り組んでいます。

〔総合リスク管理体制図〕



◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組めます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス管理者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

〔個人情報保護方針〕

当JAは、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当JAの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当 JA は、個人情報 を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第 2 条第 1 項、第 2 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当 JA は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当 JA は、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当 JA は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当 JA は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第 2 条第 6 項が規定する、個人情報データベース等(保護法第 2 条第 4 項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取り扱い

当 JA は、匿名加工情報(保護法第 2 条第 9 項)の取り扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当 JA は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当 JA は、番号利用法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当 JA は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上、必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者への提供は、致しません。

8. 開示・訂正等

当 JA は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、保護法第 2 条第 7 項に規定するデータをいいます。

9. 質問・苦情窓口

当 JA は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当 JA は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

〔情報セキュリティ基本方針〕

当 JA は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当 JA は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当 JA は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。

3. 当 JA は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当 JA は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当 JA は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

〔金融商品の勧誘方針〕

当 JA は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除く、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇金融 ADR 制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当 JA では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JA バンク・JF マリンバンク相談所や JA 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

(当 JA の苦情等受付窓口(電話：0761-57-3505(月～金 8時30分～17時))

② 紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

金沢弁護士会紛争解決センター(電話：076-221-0242)

(信用事業の紛争解決措置利用にあたっては、①の窓口または JA バンク相談所(電話：03-6837-1359)にお申し出下さい。)

・共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所(電話：03-5368-5757) <https://www.jcia.or.jp/advisory/>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

(各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください、①の窓口にお問い合わせ下さい。)

◇内部監査体制

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当 JA の本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとされていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融円滑化体制

〔金融円滑化基本方針〕

当 JA では、平成 21 年 12 月金融円滑化法施行以来、金融円滑化にかかる基本方針を定め、貸付条件変更申込があった取引先に対して、キャッシュフロー検証や対象中小企業等の業況・特性も踏まえた審査により、対応処理してきました。

金融円滑化法は平成 25 年 3 月末に期限を迎えましたが、今後もこの方針に基づき、お客様からのご相談等により一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

6. 事業のご案内

〔信用事業〕

信用事業は、貯金・融資・為替決済などの金融サービスを提供することにより農業をはじめ地域社会の発展に貢献しています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JAバンクとして大きな力を発揮しています。

1. 貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆さまや事業主の皆さまにもお気軽にご利用いただけるよう貯金の種類として当座貯金・普通貯金・貯蓄貯金・定期貯金・定期積金などの各種貯金を目的・期間にあわせてご利用いただいております。

2. 融資業務

組合員への融資を始め、地域の皆さまの暮らしや、事業に必要な資金をご融資しています。また、地方公共団体・農業関連産業などへも融資し、地域経済の発展に貢献しています。さらに、(株)日本政策金融公庫（旧農林公庫）等の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

3. 為替決済業務

全国のJAをはじめ、すべての民間金融機関とオンライン提携し、送金・振込・代金取立等の内国為替業務を行っております。

貯金ネットサービスは都銀・地銀をはじめとする民間金融機関とCD オンライン提携しており全国の金融機関のCD・ATM利用が可能となっております。

また、給与・年金等口座振替業務についてもお取り扱いしております。

4. 国債の窓口販売業務

個人向け国債及び中・長期利付国債の窓販業務を行っております。

〔共済事業〕

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

長期共済 終身共済、定期生命共済、養老生命共済、こども共済、医療共済、がん共済、定期医療共済、介護共済、年金共済、生活障害共済、特定重度疾病共済、認知症共済、建物更生共済

短期共済 火災共済、自動車共済、傷害共済、賠償責任共済、定額定期総合共済、自賠責共済

〔経済事業〕

JAは信用・共済事業の他に、農業から生活までに関わるさまざまな事業を行っています。

1. 農業に関わる事業

JAは肥料や農薬、ハウス資材、農機具等の生産資材の販売、米や野菜などの農産物の生産・販売、育苗センター・ライスセンター・カントリーエレベーター・選果場等の農業関連施設の利用事業、営農指導・相談を行っています。

2. 生活に関わる事業

JAは日用品・プロパンガス・ガソリン・車など生活に関わる用品を販売しています。また、旅行の手配や生活福祉事業（健康管理活動・生きがいつくり活動）を行っています。

I 決算の状況

1. 貸借対照表

科 目 (資産の部)	資 産	
	令和4年度	令和5年度
1. 信用事業資産	77,571,180	77,075,168
(1) 現金	160,823	194,964
(2) 預金	65,254,964	61,424,073
系統預金	65,249,152	60,917,716
系統外預金	5,811	506,357
譲渡性預金	—	—
(3) 買入金銭債権	—	—
(4) 商品有価証券	—	—
(5) 金銭の信託	—	—
(6) 有価証券	938,690	2,938,210
(7) 貸出金	11,181,450	12,454,110
(8) その他の信用事業資産	43,873	69,082
未収収益	26,540	36,570
その他の資産	17,333	32,511
(9) 債務保証見返	—	—
(10) 貸倒引当金	△8,621	△5,271
2. 共済事業資産	3,127	3,505
(1) 共済貸付金	—	—
(2) 共済未収利息	—	—
(3) その他の共済事業資産	3,127	3,505
(4) 貸倒引当金	—	—
3. 経済事業資産	792,868	787,182
(1) 受取手形	—	—
(2) 経済事業未収金	281,337	249,292
(3) 経済受託債権	192,289	190,184
(4) 棚卸資産	271,878	328,735
購買品	206,189	266,841
その他の棚卸資産	65,688	61,894
(5) その他の経済事業資産	47,388	18,974
(6) 貸倒引当金	△25	△5
4. 雑資産	120,249	103,337
5. 固定資産	1,830,464	1,788,022
(1) 有形固定資産	1,827,693	1,785,813
建物	2,732,561	2,745,978
機械装置	1,011,111	1,042,371
土地	715,229	705,773
リース資産	59,112	59,112
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	1,026,077	1,047,684
減価償却累計額	△3,716,398	△3,815,105
(2) 無形固定資産	2,771	2,209
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	2,771	2,209
6. 外部出資	2,896,743	2,897,733
(1) 外部出資	2,896,743	2,897,733
系統出資	2,809,059	2,809,059
系統外出資	87,684	88,674
子会社等出資	—	—
(2) 外部出資等損失引当金	—	—
7. 前払年金費用	2,604	53,183
8. 繰延税金資産	39,368	48,512
9. 再評価に係る繰延税金資産	—	—
10. 繰延資産	—	—
資産の部合計	83,256,606	82,756,646

負 債 及 び 純 資 産		
科 目	令和4年度	令和5年度
(負債の部)		
1. 信用事業負債	74,600,986	74,093,753
(1) 貯金	74,373,957	73,935,685
(2) 譲渡性貯金	—	—
(3) 借入金	2,049	704
(4) その他の信用事業負債	224,979	157,364
未払費用	13,096	13,256
その他の負債	211,883	144,107
(5) 債務保証	—	—
2. 共済事業負債	594,560	591,964
(1) 共済借入金	—	—
(2) 共済資金	401,655	403,902
(3) 共済未払利息	—	—
(4) 未経過共済付加収入	187,517	184,488
(5) 共済未払費用	2,426	3,131
(6) その他の共済事業負債	2,961	442
3. 経済事業負債	669,074	586,099
(1) 支払手形	—	—
(2) 経済事業未払金	304,066	262,735
(3) 経済受託債務	295,397	308,258
(4) その他の経済事業負債	69,609	15,104
4. 設備借入金	—	—
5. 雑負債	147,318	159,899
(1) 未払法人税等	9,310	22,862
(2) リース債務	51,635	45,133
(3) 資産除去債務	—	—
(4) その他の負債	86,371	91,903
6. 諸引当金	63,718	65,096
(1) 賞与引当金	40,540	40,970
(2) 退職給付引当金	—	—
(3) 役員退職慰労引当金	23,178	24,126
(4) ポイント引当金	—	—
7. 繰延税金負債	—	—
8. 再評価に係る繰延税金負債	—	—
負債の部合計	76,075,657	75,496,813
(純資産の部)		
1. 組合員資本	7,219,282	7,357,767
(1) 出資金	1,276,090	1,270,250
(2) 再評価積立金	—	—
(3) 資本準備金	—	—
(4) 利益剰余金	5,944,842	6,090,537
利益準備金	2,529,880	2,552,180
その他利益剰余金	3,414,962	3,538,357
任意積立金	3,228,278	3,244,507
リスク管理積立金	1,766,623	1,796,496
農業経営基盤積立金	—	—
施設整備積立金	—	—
記念事業積立金	—	—
福祉事業積立金	—	—
税効果積立金	24,711	11,066
宅地等供給事業積立金	—	—
農業経営事業積立金	—	—
特別積立金	1,436,943	1,436,943
当期末処分剰余金	186,683	293,850
(うち当期剰余金)	(96,150)	(96,150)
(5) 処分未済持分	△1,650	△3,020
2. 評価・換算差額等	△38,333	△97,934
(1) その他有価証券評価差額金	△38,333	△97,934
(2) 土地再評価差額金	—	—
純資産の部合計	7,180,948	7,259,832
負債及び純資産の部合計	83,256,606	82,756,646

※千円未満端数処理により合計が合わない場合があります。

2. 損益計算書

科 目	令和4年度	令和5年度
1. 事業総利益	1,141,369	1,119,113
事業収益	3,488,810	3,617,597
事業費用	2,347,441	2,498,483
(1) 信用事業収益	430,920	416,805
資金運用収益	402,576	385,910
(うち預金利息)	(238,022)	(224,774)
(うち有価証券利息)	(5,667)	(16,903)
(うち貸出金利息)	(95,459)	(107,175)
(うちその他受入利息)	(63,426)	(37,056)
役務取引等収益	18,876	22,073
その他事業直接収益	—	—
その他経常収益	9,467	8,822
(2) 信用事業費用	105,442	107,354
資金調達費用	14,141	13,822
(うち貯金利息)	(11,093)	(10,857)
(うち給付補填備金繰入)	(1,409)	(1,323)
(うち譲渡性貯金利息)	(—)	(—)
(うち借入金利息)	(51)	(28)
(うちその他支払利息)	(1,587)	(1,613)
役務取引等費用	7,982	8,025
その他事業直接費用	—	—
その他経常費用	83,318	85,505
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△1,688)	(△2,753)
(うち貸出金償却)	(—)	(—)
信用事業総利益	325,478	309,451
(3) 共済事業収益	419,209	405,074
共済付加収入	385,980	375,014
共済貸付金利息	—	—
その他の収益	33,229	30,059
(4) 共済事業費用	21,007	23,123
共済借入金利息	—	—
共済推進費	5,170	6,632
共済保全費	427	589
その他の費用	15,409	15,901
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(—)
(うち貸倒金償却)	(—)	(—)
共済事業総利益	398,201	381,950
(5) 購買事業収益	2,286,883	2,401,905
購買品供給高	2,150,641	2,265,544
購買手数料	32,721	25,189
修理サービス料	83,946	84,853
その他の収益	19,575	26,317
(6) 購買事業費用	2,017,935	2,106,304
購買品供給原価	1,876,595	1,962,801
購買供給費	103,089	104,472
修理サービス費	—	—
その他の費用	38,249	39,030
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△959)	(20)
(うち貸倒損失)	(—)	(—)
購買事業総利益	268,948	295,600
(7) 販売事業収益	100,991	106,153
販売品販売高	—	3,037
販売手数料	92,492	92,629
その他の収益	8,498	10,485
(8) 販売事業費用	24,323	27,079
販売品販売原価	—	2,565
販売費	—	—
検査経費	932	936
その他の費用	23,391	23,577
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(—)
(うち貸倒損失)	(—)	(—)
販売事業総利益	76,667	79,073

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
(9)保管事業収益	34,319	40,240
(10)保管事業費用	19,972	22,288
保管事業総利益	14,347	17,951
(11)加工事業収益	27,408	25,913
(12)加工事業費用	21,239	21,073
加工事業総利益	6,168	4,839
(13)利用事業収益	274,466	266,622
(14)利用事業費用	208,576	215,793
利用事業総利益	65,889	50,829
(15)その他事業収益	278	271
(16)その他事業費用	—	—
その他事業総利益	278	271
(17)指導事業収入	6,513	2,977
(18)指導事業支出	21,124	23,831
指導事業収支差額	△14,610	△20,854
2. 事業管理費	1,082,790	969,076
(1)人件費	843,102	736,357
(2)業務費	57,337	53,409
(3)諸税負担金	33,004	32,357
(4)施設費	146,934	143,154
(5)その他費用	2,411	3,797
事業利益	58,578	150,036
3. 事業外収益	53,767	53,801
(1)受取雑利息	82	72
(2)受取出資配当金	48,359	48,359
(3)賃貸料	2,881	3,020
(4)償却債権取立益	—	—
(5)雑収入	2,444	2,350
4. 事業外費用	—	—
(1)支払雑利息	—	—
(2)貸倒損失	—	—
(3)寄付金	—	—
(4)賃貸費用	—	—
(5)雑損失	—	—
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(—)
経常利益	112,346	203,838
5. 特別利益	18,549	29,883
(1)固定資産処分益	—	20,671
(2)一般補助金	—	5,062
(3)特定資産特別勘定戻入	—	—
(4)その他の特別利益	18,549	4,149
6. 特別損失	15,161	5,899
(1)固定資産処分損	4,564	709
(2)固定資産圧縮損	—	5,062
(3)減損損失	128	127
(4)その他の特別損失	10,469	—
税引前当期利益	115,733	227,823
法人税、住民税及び事業税	18,149	32,737
法人税等調整額	1,434	13,644
法人税等合計	19,583	46,381
当期剰余金	96,150	181,441
当期首繰越剰余金	88,970	98,636
会計方針の変更による累積的影響額	—	—
遡及処理後当期首繰越剰余金	—	—
リスク管理積立金取崩額	128	127
税効果積立金取崩額	1,434	13,644
記念事業積立金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	186,683	293,850

※千円未満端数処理により合計が合わない場合があります。

3. キャッシュ・フロー計算書

科 目	令和4年度	令和5年度
1.事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	115,733	227,823
減価償却費	104,755	100,518
減損損失	128	127
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△2,647	△3,370
賞与引当金の増減額(△は減少)	△1,200	430
退職給付引当金の増減額(△は減少)	117	△50,579
その他引当金等の増減額(△は減少)	4,320	948
信用事業資金運用収益	△402,255	△384,990
信用事業資金調達費用	14,141	13,822
共済貸付金利息	—	—
共済借入金利息	—	—
受取雑利息及び受取出資配当金	△48,377	△48,382
支払雑利息	—	—
為替差損益	—	—
有価証券関係損益(△は益)	△320	△919
固定資産売却損益(△は益)	504	△20,671
外部出資関係損益(△は益)	—	—
賃貸資産に係る減価償却費	—	—
固定資産圧縮損	—	5,062
固定資産処分費用	4,060	709
資産除去債務関連損益	—	—
一般補助金収益	—	△5,062
特定資産特別勘定関係損益	—	—
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減(△)	△311,023	△1,272,659
預金の純増減(△)	△200,000	3,900,000
貯金の純増減(△)	847,460	△438,272
信用事業借入金の純増減(△)	△1,706	△1,345
その他信用事業資産の純増減(△)	△1,275	△15,167
その他信用事業負債の純増減(△)	13,398	△68,173
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増減(△)	—	—
共済借入金の純増減(△)	—	—
共済資金の純増減(△)	△55,984	2,246
その他共済事業資産の純増減(△)	10,217	△378
その他共済事業負債の純増減(△)	△1,749	△4,842
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減(△)	12,102	32,044
経済受託債権の純増減(△)	△20,791	2,104
棚卸資産の純増減(△)	4,659	△56,857
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	△31,297	△41,331
経済受託債務の純増減(△)	42,086	12,861
その他経済事業資産の純増減(△)	△33,651	28,414
その他経済事業負債の純増減(△)	37,987	△54,504

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の純増減(△)	△5,650	16,912
その他負債の純増減(△)	16,366	1,257
未払または未収消費税の純増減(△)	6,733	4,867
信用事業資金運用による収入	401,300	374,949
信用事業資金調達による支出	△16,179	△13,264
共済貸付金利息による収入	—	—
共済借入金利息による支出	—	—
事業分量配当金の支払額	△32,258	△16,946
小 計	469,703	2,227,380
雑利息及び出資配当金の受取額	48,377	48,382
雑利息の支払額	—	—
法人税等の支払額	△41,036	△19,185
事業活動によるキャッシュ・フロー	477,045	2,256,576
2.投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△295,373	△2,080,990
有価証券の売却等による収入	—	—
金銭の信託の増加による支出	—	—
金銭の信託の減少による収入	—	—
固定資産の取得による支出	△58,393	△73,187
固定資産の売却による収入	—	30,000
補助金の受入による収入	—	—
外部出資による支出	△990	△990
外部出資の売却等による収入	—	—
固定資産の処分に伴う支出	△4,060	△709
資産除去債務の履行による支出	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△358,816	△2,120,814
3.財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	—	—
設備借入れの返済による支出	—	—
出資の増額による収入	49,320	37,140
出資の払戻しによる支出	△38,170	△42,980
回転出資金の受入による収入	—	—
回転出資金の払戻しによる支出	—	—
持分の取得による支出	△1,650	△3,020
持分の譲渡による収入	5,580	1,650
リース債務の返済による支出	△6,216	△6,502
出資配当金の支払額	△18,726	△18,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	△9,863	△32,512
4.現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5.現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	108,365	103,249
6.現金及び現金同等物の期首残高	324,422	432,787
7.現金及び現金同等物の期末残高	432,787	536,037

※千円未満端数処理により合計が合わない場合があります。

4. 注記表（令和5年度）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
・満期保有目的の債券……償却原価法(個別法による定額法)
・その他の有価証券
イ. 時価のあるもの……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
ロ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
・購買品(生産資材・燃料等)……総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
・購買品(農機・自動車)……個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
・購買品(小売店舗品・部品等)……売価還元法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
・その他の棚卸資産……主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 10年～50年 機械装置 2年～20年
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
自組合利用のソフトウェア 5年
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シエラで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。
実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、総務部リスク管理課が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。
- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金及び前払年金費用
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物直売所等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。
よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。
また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,463,895千円であり、その内訳は次のとおりです。

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 建物 | 496,272千円 |
| ② 機械装置 | 441,051千円 |
| ③ 土地 | 14,421千円 |
| ④ その他の有形固定資産 | 512,150千円 |

(2) 担保に供している資産

系統定期預金1,000,000千円を為替決済の担保に、系統外定期預金3,000千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

- | | |
|--------------------|----------|
| 理事および監事に対する金銭債権の総額 | 60,831千円 |
| 理事および監事に対する金銭債務の総額 | ありません |

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号水(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は16,615千円、危険債権額は5,860千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,475千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金額控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 減損会計に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・施設ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店及び農業関連施設等の共同利用施設については、独立したキャッシュフローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュフローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
旧久常給油所跡地	遊休	土地

② 減損損失の認識に至った経緯

旧久常給油所跡地については、遊休資産とされ早期処分対象であることから処分可能価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

旧久常給油所跡地 127千円(土地 127千円)

④ 回収可能価額の算定方法

旧久常給油所跡地の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は、固定資産税評価額に基づき算定しております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、満期保有目的および純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部リスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュフローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に

行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門(金融共済部金融課)は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門(金融共済部金融課)が行った取引については、リスク管理部門(総務部リスク管理課)が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が67,635千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)				
	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)	
預 金	61,424,073	61,378,634	△ 45,439	
有 価 証 券	2,938,210	2,942,280	4,070	
満期保有目的の債権	1,200,000	1,204,070	4,070	
その他有価証券	1,738,210	1,738,210	—	
貸 出 金	12,454,110			
貸 倒 引 当 金	△ 5,271			
貸倒引当金控除後	12,448,838	12,451,527	2,688	
資 産 計	76,811,122	76,772,441	△ 38,681	
負 債 計	73,935,685	73,835,821	△ 99,864	
負 債 計	73,935,685	73,835,821	△ 99,864	

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、期間に基づく区分ごとにリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値と、取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しております。

ロ. 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。
地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）の時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	2,897,733

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 金	60,924,073	—	—	—	—	500,000
有 価 証 券	—	—	—	—	100,000	3,000,000
満期保有目的の債券	—	—	—	—	100,000	1,100,000
その他の有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	1,900,000
貸 出 金	919,637	769,608	745,996	701,323	651,314	8,649,615
合 計	61,843,711	769,608	745,996	701,323	751,314	12,149,615

(注1) 貸出金のうち、当座貸越110,636千円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等16,615千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	61,136,063	5,871,534	6,238,327	258,627	178,187	252,944

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地 方 債	700,000	706,300	6,300
	社 債	100,000	100,070	70
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	400,000	397,700	△ 2,300
合 計		1,200,000	1,204,070	4,070

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額 (A)	取得原価又は償却原価 (B)	差 額 (A) - (B)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	地 方 債	103,880	100,000	3,880
	国 債	1,634,330	1,773,590	△ 139,260
合 計		1,738,210	1,873,590	△ 135,380

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

当年度中に売却したその他有価証券はありません。

(3) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券

当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

6. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金及び前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における前払年金費用(△)	△ 2,604
退 職 給 付 費 用	△ 20,993
退 職 給 付 の 支 払 額	△ 8,251
確定給付企業年金制度への拠出金	△ 21,333
期末における前払年金費用(△)	△ 53,183

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

退 職 給 付 債 務	740,813
確 定 給 付 型 年 金 制 度	△ 793,996
未 積 立 退 職 給 付 債 務	△ 53,183
前 払 年 金 費 用 (△)	△ 53,183

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

勤 務 費 用	△ 20,993
退 職 給 付 費 用 計	△ 20,993

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,321千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は79,959千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

	当 期
繰 延 税 金 資 産	
貸 倒 引 当 金	1,408
賞 与 引 当 金	11,332
役員退職慰労引当金	6,673
減 損 損 失 否 認 額	13,857
未 納 事 業 税	1,925
その他有価証券評価差額金	37,446
そ の 他	5,162
繰 延 税 金 資 産 小 計	77,806
評 価 性 引 当 額	△ 10,231
繰 延 税 金 資 産 合 計 (A)	67,574
繰 延 税 金 負 債	
全農統合に係る合併交付金	△ 4,351
前 払 年 金 費 用	△ 14,710
繰 延 税 金 負 債 合 計 (B)	△ 19,061
繰延税金資産の純額(A) + (B)	48,512

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：％)

	当 期
法 定 実 効 税 率	27.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.9
評 価 性 引 当 額 の 増 減	△ 0.4
住 民 税 均 等 割	1.4
税 額 控 除	△ 0.6
事業分量配当額の損金算入額	△ 5.1
そ の 他	△ 0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4

8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. その他の注記

(1)「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、辰口給油所、西部ライセンサー、本店職員駐車場、旧吉田支店資材庫、旧山上第一事務所に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該資産は当組合が事業を継続するうえで必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。

また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。

そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2)当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、616,868千円であります。

10. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

4. 注記表（令和4年度）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
・ 他有価証券
イ. 時価のあるもの……………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
ロ. 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
・ 購買品(生産資材・燃料等)……………総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
・ 購買品(農機・自動車)……………個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
・ 購買品(小売店舗品・部品等)……………売価還元法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
・ その他の棚卸資産……………主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 10年～50年 機械装置 2年～20年
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
自組合利用のソフトウェア 5年
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。
実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。

- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金及び前払年金費用
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物直売所等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

- ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。
よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
- ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,458,832千円であり、その内訳は次のとおりです。

- ① 建物 493,241千円
- ② 機械装置 439,019千円
- ③ 土地 14,421千円
- ④ その他の有形固定資産 512,150千円

- (2) 担保に供している資産
系統定期預金1,000,000千円を為替決済の担保に、系統外定期預金3,000千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。
- (3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事および監事に対する金銭債権の総額 61,207千円
理事および監事に対する金銭債務の総額 ありません
- (4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は23,364千円、危険債権額は6,551千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は29,916千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金額控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 減損会計に関する注記
① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・施設ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。
本店及び農業関連施設等の共同利用施設については、独立したキャッシュフローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュフローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。
当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
旧久常給油所跡地	遊休	土地

- ② 減損損失の認識に至った経緯
旧久常給油所跡地については、遊休資産とされ早期処分対象であることから処分可能価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。
- ③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳
旧久常給油所跡地 128千円(土地 128千円)
- ④ 回収可能価額の算定方法
旧久常給油所跡地の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は、固定資産税評価額に基づき算定しております。

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
① 金融商品に対する取組方針
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
また、有価証券は債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
イ. 信用リスクの管理
当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。
とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。
貯金課(運用部門)は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。貯金課(運用部門)が行った取引については審査部(リスク管理部門)が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
(市場リスクに係る定量的情報)
当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。
金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が32,518千円減少するものと把握しています。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項
① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)
預 金	65,254,964	65,247,211	△ 7,752
有 価 証 券	938,690	938,690	—
そ の 他 の 有 価 証 券	938,690	938,690	—
貸 出 金	11,181,450		
貸 倒 引 当 金	△ 8,621		
貸倒引当金控除後	11,172,828	11,364,112	191,284
資 産 計	77,366,482	77,550,014	183,531
貯 金	74,373,957	74,338,547	△ 35,410
負 債 計	74,373,957	74,338,547	△ 35,410

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ. 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。
地方債については、公表された相場価格を用いています。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)	
	貸借対照表計上額
外 部 出 資	2,896,743

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)							
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	
預 金	65,254,964	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—	—	—	1,000,000
その他の有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	—	1,000,000
貸 出 金	962,485	806,505	751,131	695,890	659,336	7,284,334	
合 計	66,217,450	806,505	751,131	695,890	659,336	8,284,334	

(注1) 貸出金のうち、当座貸越134,875千円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等21,765千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)						
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯 金	60,228,398	7,089,312	6,173,303	368,961	251,095	262,885

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)				
	貸借対照表計上額 (A)	取得原価又は償却原価 (B)	差 額 (A) - (B)	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	地 方 債	105,840	100,000	5,840
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	832,850	891,681	△ 58,831
合 計		938,690	991,681	△ 52,991

(注) 上記評価差額に繰延税金資産14,657千円を加えた額△38,333千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

当年度中に売却したその他有価証券はありません。

(3) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券

当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金及び前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)	
期首における前払年金費用(△)	△ 2,722
退 職 給 付 費 用	52,201
退 職 給 付 の 支 払 額	△ 27,950
確定給付企業年金制度への拠出金	△ 24,133
期末における前払年金費用(△)	△ 2,604

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)	
退 職 給 付 債 務	771,815
確 定 給 付 型 年 金 制 度	△ 774,419
未 積 立 退 職 給 付 債 務	△ 2,604
前 払 年 金 費 用 (△)	△ 2,604

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)	
勤 務 費 用	52,201
退 職 給 付 費 用 計	52,201

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,415千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は94,428千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)	
	当 期
繰 延 税 金 資 産	
貸 倒 引 当 金	2,348
賞 与 引 当 金	11,213
役員退職慰労引当金	6,411
減 損 損 失 否 認 額	14,579
未 納 事 業 税	1,200
その他有価証券評価差額金	14,657
そ の 他	5,284
繰 延 税 金 資 産 小 計	55,694
評 価 性 引 当 額	△ 11,254
繰 延 税 金 資 産 合 計 (A)	44,440
繰 延 税 金 負 債	
全業統合に係る合併交付金	△ 4,351
前 払 年 金 費 用	△ 720
繰 延 税 金 負 債 合 計 (B)	△ 5,071
繰延税金資産の純額(A)+(B)	39,368

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)	
	当 期
法 定 実 効 税 率	27.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.8
評 価 性 引 当 額 の 増 減	△ 0.7
住 民 税 均 等 割	2.7
税 額 控 除	△ 3.4
事業分置配当額の損金算入額	△ 4.1
そ の 他	△ 0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.8

9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、辰口給油所、西部ライスセンター、本店職員駐車場、旧吉田支店資材庫、旧山上第一事務所に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該資産は当組合が事業を継続するうえで必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。

また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。

そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、715,532千円であります。

11. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

項 目	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
1. 当期末処分剰余金	186,683	293,850
2. 剰余金処分別	88,046	84,800
(1) 利益準備金	22,300	—
(2) 任意積立金	30,000	30,000
リスク管理積立金	30,000	30,000
税効果積立金	—	—
特別積立金	—	—
(3) 出資配当金 (年率)	18,800 (1.5%)	12,600 (1.0%)
(4) 事業分量配当金	16,946	42,199
3. 次期繰越剰余金	98,636	209,049

注

1. 出資配当は年 1.0%の割合です。
2. 令和 5 年度は事業分量配当金として次の基準・金額を配当します。

(単位：千円)

事業分量配当の基準 (項目)	計算基礎及び率	事業分量配当金額
米出荷米 (主食用米)	60 キログラムあたり 500 円	36,427
購買品取扱高 (大型農機)	購買品取扱高に対し 1%	1,135
定期貯金平均残高	平均残高 1,000 万円以上に対し 0.05%	4,636

- * 大型農機とは、田植機・コンバイン・乾燥調製機・トラクター・乗用管理機・ドローンといたします。
- * 事業分量配当金額については源泉前・税別となっています。

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額 10,000 千円が含まれています。

4. 任意積立金における目的積立金の積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

種類	積立目的	積立目標額	取崩基準
リスク管理積立金	貸出金等不良債権の貸倒損失等、有価証券運用の評価損・処分損、預け金の損失、固定資産の減損損失、損害賠償義務に伴う損失、訴訟等に伴う費用、地震・火災等の損害に伴う修繕費用や資本的支出、農林年金制度変更等に備える。	積立金対象資産 (貸出金、未収金等の債券、有価証券等の債券、預け金、固定資産) 帳簿価額の 35/1000 に達する額。	次の事象が発生した場合 1. 不良債権の処理 2. 有価証券処分・評価損計上 3. 預け金に係る損失の計上 4. 損害賠償義務・訴訟費用 5. 固定資産の減損損失計上 6. 地震・火災等の災害による修繕費用 7. 農林年金制度変更に伴う費用
税効果積立金	繰延税金資産の当年度増加分を自己資本に充当。	毎事業年度に算定される税効果相当額の増加額。	当期において過年度に積み立てた税効果相当額が減少する場合。

6. 部門別損益計算書

令和4年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	3,580,992	430,920	419,209	1,256,907	1,467,195	6,759	
事業費用 ②	2,439,622	105,442	21,007	995,069	1,301,289	16,813	
事業総利益③ (①－②)	1,141,369	325,478	398,201	261,838	165,905	△ 10,054	
事業管理費④	1,082,790	285,914	282,120	247,298	216,856	50,600	
(うち減価償却費⑤－1)	(104,755)	(10,493)	(12,020)	(47,145)	(21,669)	(13,424)	
(うち人件費⑤－2)	(843,102)	(237,698)	(228,046)	(169,441)	(173,394)	(34,521)	
※うち共通管理費⑥		90,659	102,595	70,123	46,479	166	△ 310,025
(うち減価償却費⑦－1)		(9,556)	(11,227)	(1,194)	(1,100)	(166)	△ 23,246
(うち人件費⑦－2)		(46,787)	(52,997)	(42,514)	(28,073)	0	△ 170,372
事業利益 ⑧ (③－④)	58,578	39,563	116,081	14,540	△ 50,951	△ 60,654	
事業外収益 ⑨	53,767	31,607	15,969	4,817	1,171	200	
※うち共通分 ⑩		1,360	1,717	403	484	41	△ 4,007
事業外費用 ⑪	—	—	—	—	—	—	
※うち共通分 ⑫		—	—	—	—	—	—
経常利益⑬ (⑧＋⑨－⑪)	112,346	71,171	132,050	19,357	△ 49,779	△ 60,453	
特別利益 ⑭	18,549	138	156	17,834	418	—	
※うち共通分 ⑮		138	156	1	9	—	△ 306
特別損失 ⑯	15,161	930	1,086	11,837	1,162	144	
※うち共通分 ⑰		930	1,086	1,367	1,162	—	△ 4,547
税引前当期利益⑱ (⑬＋⑭－⑯)	115,733	70,379	131,120	25,355	△ 50,522	△ 60,598	
営農指導事業分配賦額⑲				60,598		△ 60,598	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱－⑲)	115,733	70,379	131,120	△ 35,242	△ 50,522		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

記載金額の端数処理：金額は千円未満を切り捨てて表示しております。そのため、表中の合計が一致しないことがあります。

※ 上記（部門別損益計算書）の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しません。

(注)

1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業総利益 60%、要員数割 40% で配賦しております。

(2) 営農指導事業

農業関連事業に全額を配賦しております。

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	29%	33%	23%	15%	0%	100%
営農指導事業	—	—	100%	—	—	100%

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	3,665,963	416,805	405,074	1,242,527	1,598,332	3,223	
事業費用 ②	2,546,850	107,354	23,123	971,236	1,426,017	19,117	
事業総利益③ (①－②)	1,119,113	309,451	381,950	271,290	172,314	△ 15,894	
事業管理費④	969,076	242,733	259,543	226,525	191,198	49,075	
(うち減価償却費⑤－1)	100,518	10,797	13,326	45,022	19,590	11,781	
(うち人件費⑤－2)	736,357	199,551	205,615	148,639	147,542	35,009	
※うち共通管理費⑥		76,400	95,121	70,283	49,433	213	△ 291,452
(うち減価償却費⑦－1)		10,087	12,914	3,479	2,963	158	△ 29,603
(うち人件費⑦－2)		36,425	45,313	37,567	27,037	17	△ 146,361
事業利益 ⑧ (③－④)	150,036	66,718	122,406	44,764	△ 18,883	△ 64,969	
事業外収益 ⑨	53,801	31,554	16,104	4,848	1,240	54	
※うち共通分 ⑩		1,345	1,805	520	492	54	△ 4,218
事業外費用 ⑪	—	—	—	—	—	—	
※うち共通分 ⑫		—	—	—	—	—	—
経常利益⑬ (⑧＋⑨－⑪)	203,838	98,272	138,511	49,613	△ 17,642	△ 64,915	
特別利益 ⑭	29,883	4,924	5,059	12,218	7,681	—	
※うち共通分 ⑮		4,924	5,059	6,748	4,969	—	△ 21,702
特別損失 ⑯	5,899	189	192	3,290	2,227	—	
※うち共通分 ⑰		189	192	259	195	—	△ 836
税引前当期利益⑱ (⑬＋⑭－⑯)	227,823	103,007	143,378	58,541	△ 12,189	△ 64,915	
営農指導事業分配賦額⑲				64,915		△ 64,915	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱－⑲)	227,823	103,007	143,378	△ 6,374	△ 12,189		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

記載金額の端数処理：金額は千円未満を切り捨てて表示しております。そのため、表中の合計が一致しないことがあります。

※ 上記（部門別損益計算書）の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しません。

(注)

1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業総利益 60%、要員数割 40% で配賦しております。

(2) 営農指導事業

農業関連事業に全額を配賦しております。

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	26%	33%	24%	17%	0%	100%
営農指導事業	—	—	100%	—	—	100%

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

1. 私は、当 JA の令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 6 年 7 月 26 日 能美農業協同組合

代表理事組合長

作田 実穂

8. 会計監査人の監査

令和 5 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

種 類	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	3,859,602	3,668,548	3,557,919	3,580,992	3,665,963
信用事業収益	518,860	480,380	455,159	430,920	416,805
共済事業収益	467,495	463,731	455,230	419,209	405,074
農業関連事業収益	1,187,970	1,222,708	1,174,994	1,256,907	1,242,527
その他事業収益	1,685,275	1,501,727	1,472,534	1,473,955	1,601,555
経 常 利 益	221,351	183,175	158,476	112,346	203,838
当 期 剰 余 金	169,642	143,465	148,423	96,150	181,441
出 資 金	1,258,530	1,259,170	1,264,940	1,276,090	1,270,250
(出資口数)	(125,853)	(125,917)	(126,494)	(127,609)	(127,025)
純 資 産 額	6,935,211	7,041,806	7,148,575	7,180,948	7,259,832
総 資 産 額	78,239,785	80,732,333	82,378,251	83,256,606	82,756,646
貯 金 残 高	69,419,675	71,835,896	73,526,497	74,373,957	73,935,685
貸 出 金 残 高	11,469,445	10,833,846	10,870,426	11,181,450	12,454,110
有 価 証 券 残 高	313,540	508,790	681,540	938,690	2,938,210
剰余金配当金額	36,547	36,359	50,984	35,746	54,800
出資配当金	18,597	18,646	18,726	18,800	12,600
事業分量配当金	17,950	17,713	32,258	16,946	42,199
職 員 数	119	114	121	122	113
単体自己資本比率	26.40	26.51	26.87	27.05	28.30

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和4年度	令和5年度	増 減
資 金 運 用 収 益	402,576	385,910	△ 16,665
役 務 取 引 等 収 益	18,876	22,073	3,196
その他信用事業収益	9,467	8,822	△ 645
合 計	430,920	416,805	△ 14,114
資 金 調 達 費 用	14,141	13,822	△ 318
役 務 取 引 等 費 用	7,982	8,025	43
その他信用事業費用	83,318	85,505	2,187
合 計	105,442	107,354	16,026
信 用 事 業 粗 利 益	325,478	309,451	△ 16,026
信用事業粗利益率	0.42	0.40	△ 0.02
事 業 粗 利 益	1,279,326	1,246,714	△ 32,612
事 業 粗 利 益 率	1.54%	1.51%	△ 0
事 業 純 益	196,377	277,455	81,078
実 質 事 業 純 益	196,535	277,638	81,103
コ ア 事 業 純 益	196,535	277,638	81,103
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	196,535	277,638	81,103

- (注) 1. 信用事業粗利益率＝信用事業総利益 / 信用事業資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
2. 事業粗利益率＝事業粗利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項目	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	77,201,434	339,148	0.44	78,047,748	348,853	0.45
預金	64,899,993	238,022	0.37	63,616,102	224,774	0.35
有価証券	851,387	5,667	0.67	1,925,319	16,904	0.88
貸出金	11,450,054	95,459	0.83	12,506,327	107,175	0.86
資金調達勘定	74,675,187	1,511	0.00	75,399,569	12,208	0.02
貯金・定期積金	74,671,614	1,460	0.00	75,397,667	12,180	0.02
借入金	3,573	51	1.44	1,902	28	1.47
総資金利ざや			0.05			0.11

(注) 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項目	令和4年度増減額	令和5年度増減額
受取利息	△ 22,891	△ 16,665
預金利息	△ 30,017	△ 13,248
有価証券利息	2,354	11,236
貸出金利息	3,106	11,716
その他受入利息	1,665	△ 26,369
支払利息	△ 1,392	△ 318
貯金利息	△ 2,018	△ 236
給付補填備金繰入	122	△ 85
譲渡性貯金利息	—	—
借入金利息	△ 29	△ 22
その他支払利息	532	26
差引	△ 21,498	△ 16,347

(注) 増減額は前年度対比です。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金

①種類別貯金平均残高

(単位：百万円)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
要求払貯金	23,756	25,037	1,281
当座貯金	38	44	5
普通貯金	23,497	24,808	1,310
貯蓄貯金	111	103	△ 8
通知貯金	104	78	△ 26
別段貯金	3	3	0
その他の貯金	—	—	—
定期性貯金	50,915	50,360	△ 555
定期貯金	48,649	48,251	△ 397
財形貯蓄	44	42	△ 1
積立定期貯金	86	95	8
定期積金	2,132	1,965	△ 167
その他の貯金	1	5	3
譲渡性貯金	—	—	—
合計	74,671	75,397	726

②定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
定 期 貯 金	47,686	46,663	△ 1,023
うち固定金利定期	47,670	46,647	△ 1,023
うち変動金利定期	16	16	0

(2) 貸出金

①種類別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
手 形 貸 付 金	2	2	0
証 書 貸 付 金	10,644	10,589	△ 55
当 座 貸 越	130	122	△ 8
金 融 機 関 貸 付	672	1,792	1,119
合 計	11,450	12,506	1,056
割 引 手 形	—	—	—

②貸出金金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	10,611	11,959	1,348
変 動 金 利 貸 出	419	372	△ 46
そ の 他 貸 出	150	122	△ 28
合 計	11,181	12,454	1,272

③貸出金担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類		令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
担 保	貯 金	228	190	△ 38
	有 価 証 券	—	—	—
	動 産	—	—	—
	不 動 産	204	168	△ 36
	そ の 他 担 保	76	71	△ 5
	計	509	430	△ 79
保 証	農業信用基金協会保証	6,077	6,559	482
	そ の 他 保 証	639	642	3
	計	6,717	7,202	485
信 用		3,955	4,821	866
合 計		11,181	12,454	1,272

④債務保証見返額担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保	—	—	—
計	—	—	—
信 用	—	—	—
合 計	—	—	—

⑤貸出金使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
設 備 資 金	6,409	6,752	343
運 転 資 金	4,772	5,702	930
合 計	11,181	12,454	1,272

(注) 運転資金には、「農業運転」、「事業運転」、「生活関連 (自動車ローンを除く)」が該当します。

⑥貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 4 年度	構成比	令和 5 年度	構成比	増減
法 農 業 ・ 林 業	242	2.2	216	1.7	△ 26
水 産 業	0	0.0	0	0.0	—
製 造 業	0	0.0	0	0.0	0
鉱 業	0	0.0	0	0.0	0
建 設 業	0	0.0	0	0.0	0
不 動 産 業	85	0.8	75	0.6	△ 10
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0	0	0.0	0
運 輸 ・ 通 信 業	0	0.0	0	0.0	0
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	0	0.0	0	0.0	0
サ ー ビ ス 業	0	0.0	0	0.0	0
金 融 ・ 保 険 業	1,000	0.0	2,000	16.1	1,000
地 方 公 共 団 体	2,954	26.4	2,821	22.7	△ 133
そ の 他	0	0.0	0	0.0	0
個 人	6,900	61.7	7,342	59.0	442
合 計	11,181	100.0	12,454	100.0	1,273

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
農 業	332	300	△ 32
穀 作	134	108	△ 26
野 菜 ・ 園 芸	5	3	△ 2
果 樹 ・ 樹 園 農 業	4	3	△ 1
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	0	5	5
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	187	180	△ 7
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	332	300	△ 32

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	249	216	△ 33
農 業 制 度 資 金	83	84	1
うち農業近代化資金	81	83	2
うちその他制度資金	2	1	△ 1
合 計	332	300	△ 32

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	—	—	—

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和 4 年度	23	14	0	8	23
	令和 5 年度	16	11	0	5	16
危険債権	令和 4 年度	6	6	0	0	6
	令和 5 年度	6	6	0	0	6
要管理債権	令和 4 年度	0	0	0	0	0
	令和 5 年度	0	0	0	0	0
三月以上延滞債権	令和 4 年度	0	0	0	0	0
	令和 5 年度	0	0	0	0	0
貸出条件緩和債権	令和 4 年度	0	0	0	0	0
	令和 5 年度	0	0	0	0	0
小計	令和 4 年度	29	21	0	8	29
	令和 5 年度	22	17	0	5	22
正常債権	令和 4 年度	11,155				
	令和 5 年度	12,439				
合計	令和 4 年度	11,184				
	令和 5 年度	12,461				

⑨元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

- 不良債権に関わるディスクロージャーとして、農業協同組合法に基づくものと金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）に基づくもの（金融再生法開示債権）があり、自己査定に基づいて決定された債務者区分に従って開示区分が決定されます。なお、当JAは金融再生法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

- 農協法に基づく開示債権及び金融再生法開示債権の用語説明

破産更正債権及びこれらに準ずる債権	三月以上延滞債権
破産手続き開始、更生手続き開始、再生手続き開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	元本又は利息の支払が約定日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないもの
危険債権	貸出条件緩和債権
債務者が経営破綻の状態に至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないもの
要管理債権	正常債権
「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権

- 自己査定と農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権との関係

（単位：百万円）

自己査定債務者区分		金融再生法開示債権	
（総与信ベース）		（信用事業与信額ベース、要管理債権は貸出金元金）	
破綻先		破産更生債権及びこれらに準ずる債権(ア)	16
実質破綻先		(注1)	
破綻懸念先		危険債権(イ)	6
		(注1)	
要注意先	要管理先	要管理債権(ウ) 三月以上延滞債権(ク) 貸出条件緩和債権(ケ)	—
		(注2)	
	その他の要注意先		
		正常債権(エ)	12,439
正常先		(注1)	

(注1) 経済未収金等信用事業以外の債権による差額

(注2) (ク)又は(ケ)以外の他の貸出金及び貸出金以外の債権による差額

合計(ア)+(イ)+(ウ)+(エ) 12,461

開示債権合計額(ア)+(イ)+(ウ) 22

(正常債権12,439百万円を除く)

⑩貸倒引当金内訳

(単位：千円)

種 目	令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	151	158		151	158
個別貸倒引当金	11,143	8,489	—	11,143	8,489
合 計	11,294	8,647	—	11,294	8,647

種 目	令和5年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	158	183		158	183
個別貸倒引当金	8,489	5,093	—	8,489	5,093
合 計	8,647	5,276	—	8,647	5,276

⑪貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類	令 和 4 年 度			
	仕 向 け		被 仕 向 け	
	件 数	金 額	件 数	金 額
送 金・振 込 為 替	15,895	12,726,713	84,585	23,826,652
代 金 取 立 為 替	—	—	1	61
雑 為 替	1,589	923,514	1,143	839,933
合 計	17,484	13,650,228	85,729	24,666,647

種 類	令 和 5 年 度			
	仕 向 け		被 仕 向 け	
	件 数	金 額	件 数	金 額
送 金・振 込 為 替	1,285	1,473,825	5,288	2,789,305
代 金 取 立 為 替	—	—	—	—
雑 為 替	124	24,191	95	16,491
合 計	1,409	1,498,016	5,383	2,805,796

(4) 有価証券

①保有有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
国 債	751,387	1,472,816	721,429
地 方 債	100,000	465,037	365,037
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
社 債	—	45,355	45,355
株 式	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—
貸 付 有 価 証 券	—	—	—
合 計	851,387	1,983,209	1,131,822
商 品 国 債	—	—	—

②保有有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	令 和 4 年 度							合 計
	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年 超	期間の定め のないもの	
国 債	—	—	—	—	—	900,000	—	900,000
地 方 債	—	—	—	—	—	100,000	—	100,000
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	1,000,000	—	1,000,000

種 類	令 和 5 年 度							合 計
	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年 超	期間の定め のないもの	
国 債	—	—	—	—	—	1,800,000	—	1,800,000
地 方 債	—	—	—	—	—	1,200,000	—	1,200,000
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	100,000	—	—	—	—	100,000
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	100,000	—	—	3,000,000	—	3,100,000

③有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	令 和 4 年 度			令 和 5 年 度		
		貸借対照表 計上額 (A)	時価 (B)	差額 (B)－(A)	貸借対照表 計上額 (A)	時価 (B)	差額 (B)－(A)
時価が貸借対照表を上回るもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	700,000	706,300	6,300
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	100,000	100,070	70
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	800,000	806,370	6,370
時価が貸借対照表を上回らないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	400,000	397,700	△ 2,300
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	400,000	397,700	△ 2,300
合 計		—	—	—	1,200,000	1,204,070	4,070

	種 類	令 和 4 年 度			令 和 5 年 度		
		貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又は 償却原価 (B)	差額 (A) - (B)	貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又は 償却原価 (B)	差額 (A) - (B)
貸借対照表 計上額が取得 原価又は 償却原価を 超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	105,840	100,000	5,840	103,880	100,000	3,880
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	105,840	100,000	5,840	103,880	100,000	3,880
貸借対照表 計上額が取得 原価又は 償却原価を 超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	832,850	891,681	△ 58,831	1,634,330	1,773,590	△ 139,260
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	832,850	891,681	△ 58,831	1,634,330	1,773,590	△ 139,260
合 計		938,690	991,681	△ 52,991	1,738,210	1,873,590	△ 135,380

④金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]	該当する取引はありません。
[満期保有目的の金銭の信託]	該当する取引はありません。
[その他の金銭の信託]	該当する取引はありません。

⑤デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(5) 預かり資産の状況

①投資信託残高(ファンドラップ含む)

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
投 資 信 託 残 高 (ファンドラップ含む)	62	87

②残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

項 目	令和4年度	令和5年度
残 高 有 り 投 資 信 託 口 座 数	106	77

2. 共済取扱実績

(1)長期共済保有高

(単位：千円)

種 類		令和4年度		令和5年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生 命 系	終 身 共 済	9,038	75,748,359	8,990	69,460,562
	定 期 生 命 共 済	348	3,445,700	480	5,137,400
	養 老 生 命 共 済	3,599	11,537,344	3,345	10,062,944
	う ち こ ど も 共 済	2,987	8,209,926	2,929	7,638,668
	医 療 共 済	6,627	1,745,600	6,534	1,553,400
	が ん 共 済	1,901	337,000	1,895	324,500
	定 期 医 療 共 済	200	84,800	186	79,200
	介 護 共 済	580	1,231,132	703	1,550,562
	認 知 症 共 済	89		119	
	生 活 障 害 共 済	712		737	
	特定重度疾病共済	756		782	
建 物 系	年 金 共 済	4,701	40,000	4,646	34,000
	建 物 更 生 共 済	6,883	92,234,518	6,896	91,281,708
合 計		35,434	186,404,453	35,313	179,484,276

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額）を記載しています。

(2)医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

項 目	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済	6,627	30,098 482,030	6,534	25,407 585,033
が ん 共 済	1,901	10,641	1,895	10,581
定 期 医 療 共 済	200	900	186	829
合 計	8,728	41,639 482,030	8,615	36,817 585,033

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3)介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

項 目	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済	580	1,821,843	703	2,188,182
認 知 症 共 済	89	249,600	119	257,000
生活障害共済(一時金型)	575	3,550,800	608	3,743,900
生活障害共済(定期年金型)	137	130,820	129	117,920
特 定 重 度 疾 病 共 済	756	1,258,900	782	1,170,800

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4)年金共済の年金保有高

(単位：千円)

項 目	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前	3,584	2,302,196	3,547	2,257,414
年 金 開 始 後	1,117	557,033	1,099	539,076
合 計	4,701	2,859,229	4,646	2,796,491

(注)「金額」欄は、年金年額について記載しています。

(5)短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	令 和 4 年 度			令 和 5 年 度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	1,925	25,426,500	20,658	1,918	25,423,610	21,968
自 動 車 共 済	7,402		347,537	7,422		348,935
傷 害 共 済	3,241	11,862,800	2,584	3,302	13,004,600	2,121
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—	—	—
賠 償 責 任 共 済	99		260	77		182
自 賠 責 共 済	1,862		36,059	1,964		34,151
合 計	14,529		407,100	14,683		407,359

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保証を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

3. その他事業の実績

(1) 購買品取り扱い高

(単位：千円)

項 目	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
	取り扱い高	手数料	取り扱い高	手数料
生 産 資 材	2,047,110	230,491	2,130,247	227,282
生 活 物 資	411,022	83,516	437,587	88,147
合 計	2,458,133	314,007	2,567,834	315,430

(2) 受託販売品取り扱い高

(単位：千円)

項 目	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
	取り扱い高	手数料	取り扱い高	手数料
米	928,334	45,099	1,041,381	45,363
米以外の農産物	167,484	10,099	152,694	10,676
畜 産 物	—	—	—	—
JA グリーン産直	229,239	32,411	230,516	31,737
合 計	1,325,058	87,610	1,424,591	87,777

(3) 保管事業取り扱い実績

(単位：千円)

項 目		令和4年度	令和5年度
収 益	保 管 料	25,366	30,252
	荷 役 料	7,969	8,128
	その他の収益	983	1,860
費 用	保管材料費	—	—
	保管労務費	417	1,187
	その他の費用	19,555	21,101
差 引		14,347	17,951

(4) 加工事業取り扱い実績

(単位：千円)

項 目	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
	販 売 高	手 数 料	販 売 高	手 数 料
ハトムギ加工事業	11,659	2,714	11,660	1,171
モチ加工事業	11,798	4,245	10,826	3,732
その他加工事業	3,951	△ 790	3,427	△ 64
合 計	27,408	6,168	25,913	4,839

(5) 利用事業取り扱い実績

(単位：千円)

項 目	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
	取扱数量・金額	手数料	取扱数量・金額	手数料
共 乾 施 設	3,158 t	35,411	3,081 t	29,749
育 苗 セ ン タ ー	129,734 箱	9,524	128,424 箱	5,914
無 人 ヘ リ 防 除	—	14,502	—	8,583
その他利用事業	—	6,451	—	6,583
合 計	—	65,889	—	50,829

(6)指導事業の収支内訳

(単位：千円)

項 目		令和 4 年度	令和 5 年度
収 益	賦 課 金	—	—
	指導事業補助金	317	322
	実 費 収 入	6,196	2,655
	その他の収入	—	—
費 用	営 農 改 善 費	14,630	16,832
	生活文化事業費	1,341	1,766
	教 育 情 報 費	2,581	2,473
	協力団体育成費	2,570	2,759
	農 政 活 動 費	—	—
	相 談 活 動 費	—	—
差 引		△ 14,610	△ 20,854

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
総資産経常利益率	0.14	0.25	0.11
資本経常利益率	1.55	2.81	1.26
総資産当期純利益率	0.12	0.22	0.10
資本当期純利益率	1.33	2.50	1.17

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高× 100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高× 100

3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高× 100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高× 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	15.03	16.84	1.81
	期中平均	15.33	16.59	1.25
貯 証 率	期 末	1.26	3.97	2.71
	期中平均	1.14	2.55	1.41

(注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高× 100

2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高× 100

3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高× 100

4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高× 100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 JA では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果令和 6 年 3 月末における自己資本比率は 28.30%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 JA の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発 行 主 体	能美農業協同組合
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,270 百万円（前年度 1,276 百万円）

当 JA は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 JA が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

2. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	7,302	7,183
うち、出資金及び資本準備金の額	1,270	1,276
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	6,090	5,944
うち、外部流出予定額 (△)	54	35
うち、上記以外に該当するものの額	△ 3	△ 1
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	0
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうちコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45% に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,303	7,183
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	1	2
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	2
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	53	2
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る 10% 基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
特定項目に係る 15% 基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	54	4
自己資本		
自己資本の額 (ハ) = (イ) - (ロ)	7,248	7,179
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	23,273	24,142
うち、経過措置により、リスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、前払年金費用	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額	2,333	2,388
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	25,607	26,531
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	28.03%	27.05%

- (注) 1. 農協法第 11 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。
2. 当 JA は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の運用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当 JA が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

3. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a × 4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a × 4%
現金	160	—	—	194	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	892	—	—	1,777	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	3,054	—	—	4,024	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	66,255	13,251	530	63,525	12,705	508
法人等向け	37	0	0	5	0	0
中小企業等向け及び個人向け	478	132	5	521	130	5
抵当権付住宅ローン	173	58	2	149	44	1
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	22	13	0	14	8	0
取立未済手形	14	2	0	30	6	0
信用保証協会等による保証付	6,079	592	23	6,563	642	25
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	222	222	8	223	223	8
(うち出資等のエクスポージャー)	222	222	8	223	223	8
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	5,910	9,869	394	5,779	9,512	380
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	2,674	6,686	267	2,674	6,686	267
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	28	71	2	16	41	1
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係る 5% 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,206	3,110	124	3,088	2,784	111
証券化	—	—	—	—	—	—
(うち S T C 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非 S T C 適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	83,302	24,142	965	82,810	23,273	930
C V A リスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	83,302	24,142	965	82,810	23,273	930
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 < 基礎的手法 >	オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b=a × 4%	a	b=a × 4%		
	2,388	95	2,333	93		
総所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 計	総所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 計	総所要自己資本額		
	a	b=a × 4%	a	b=a × 4%		
	26,531	1,061	25,607	1,024		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク相当額を8\%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

4. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出要領にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&P グローバルレーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和4年度				令和5年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー 期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー 期末残高
			うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券	
法人	農業	103	103	—	—	82	82	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	4	—	—	—	4	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1	—	—	—	1	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	5	—	—	—	5	—	—	—
	金融・保険業	69,021	1,000	—	—	66,308	2,000	100	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	152	17	—	—	147	12	—	—
	日本国政府・地方公共団体	3,949	2,956	992	—	5,802	2,822	2,979	—
	上記以外	71	71	—	—	52	52	—	—
個人		7,042	7,042	—	21	7,490	7,490	—	14
その他		2,951	—	—	—	2,914	—	—	—
業種別残高計		83,302	11,190	992	21	82,810	12,461	3,079	14
1年以下		63,338	82	0		60,218	93	0	
1年超3年以下		2,254	254	0		232	232	0	
3年超5年以下		370	370	—		542	442	100	
5年超7年以下		521	521	—		539	539	—	
7年超10年以下		762	762	—		1,832	730	1,102	
10年超		10,047	9,055	992		12,627	10,248	1,877	
期限の定めのないもの		6,007	144	—		6,818	175	—	
残存期間別残高計		83,302	11,190	992		82,810	12,461	3,079	

（注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

4. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省力しています。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令 和 4 年 度					令 和 5 年 度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その 他				目的 使用	その 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	0	0		0	0	0	0		0	0
個 別 貸 倒 引 当 金	11	8	—	11	8	8	5	—	8	5

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分			令 和 4 年 度					令 和 5 年 度						
			期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
					目的 使用	その 他					目的 使用	その 他		
法	農 業	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上 記 以 外	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人			11	8	—	11	8	—	8	5	—	8	5	—
業 種 別 残 高 計			11	8	—	11	8	—	8	5	—	8	5	—

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域の区分は省略しています。

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

			令 和 4 年 度			令 和 5 年 度		
			格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	0%	—	4,508	4,508	—	6,003	6,003
	リスク・ウェイト 2%	2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	10%	—	5,929	5,929	—	6,425	6,425
	リスク・ウェイト 20%	20%	—	66,529	66,529	—	64,197	64,197
	リスク・ウェイト 35%	35%	—	166	166	—	106	106
	リスク・ウェイト 50%	50%	—	8	8	—	2	2
	リスク・ウェイト 75%	75%	—	115	115	—	89	89
	リスク・ウェイト 100%	100%	—	3,339	3,339	—	3,293	3,293
	リスク・ウェイト 150%	150%	—	1	1	—	—	—
	リスク・ウェイト 250%	250%	—	2,703	2,703	—	2,691	2,691
	そ の 他		—	—	—	—	—	—
リ ス ク ・ ウ ェ イ ト 1250 %			—	—	—	—	—	—
合 計			—	83,302	83,302	—	82,810	82,810

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、わが国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA- または A3 以上で、算定基準日に長期格付がBBB- または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	36	—	5	—
中小企業等向け及び個人向け	29	229	33	314
抵当権付住宅ローン	—	—	—	38
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	66	29	72	287
合 計	132	259	111	640

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

8. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 JA においては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 JA の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和 4 年 度		令和 5 年 度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	3,835	3,835	5,835	5,835
合 計	3,835	3,835	5,835	5,835

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和 4 年 度			令和 5 年 度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和 4 年 度		令和 5 年 度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和 4 年度	令和 5 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

10. 金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用リスク管理規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日としてIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、ヘッジ等による金利リスクの削減は行っていません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・ 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の算出方法に関する変更はありません。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

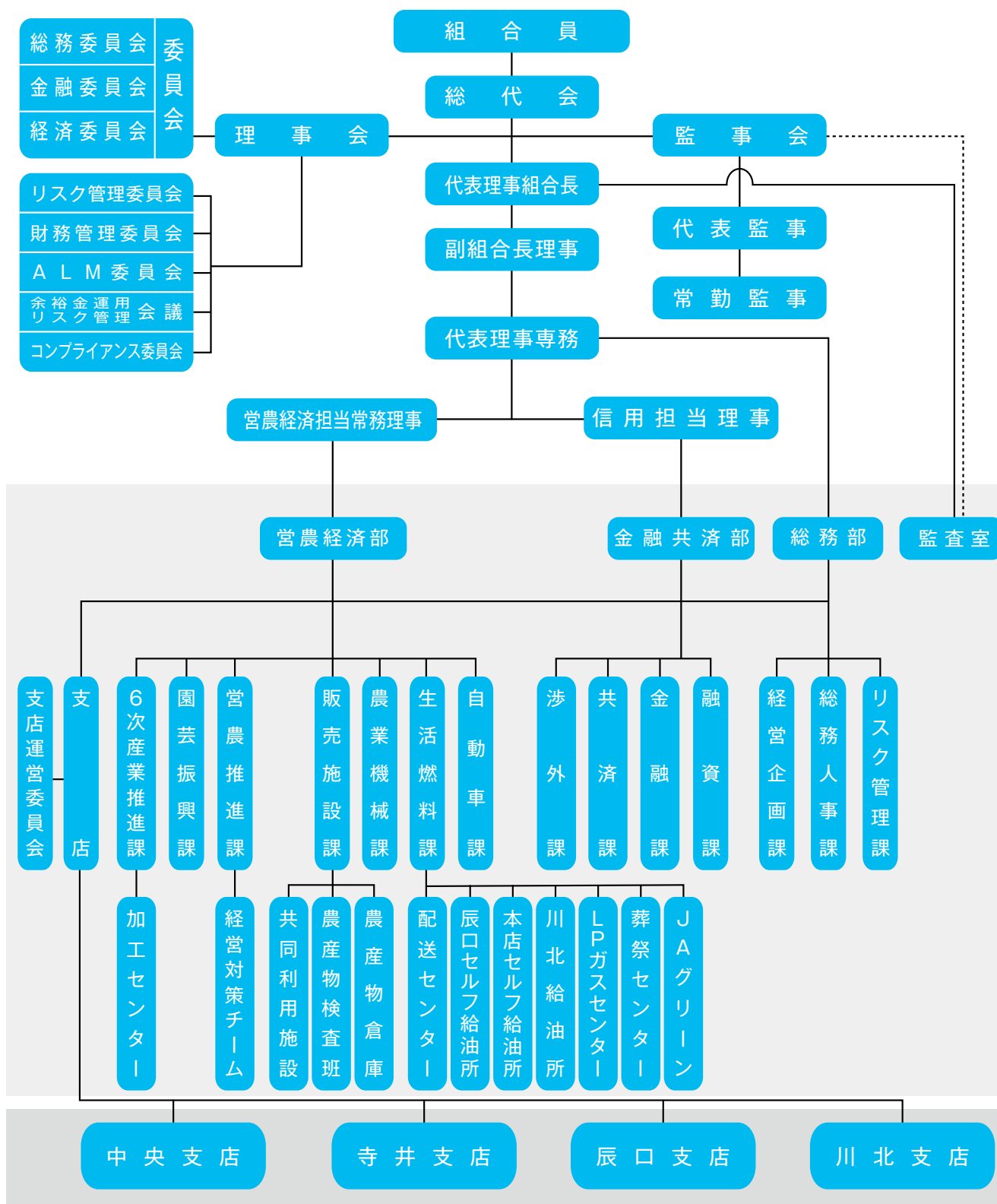
◇ $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
当ＪＡでは、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクの計算を実施していません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

ＩＲＲＢＢ１：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	745	317	11	0
2	下方平行シフト	0	0	6	6
3	スティープ化	818	427		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	61	20		
7	最大値	818	427	11	6
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	7,248		7,179	

1. 機構図 (令和5年度期末)



2. 役 員 （令和6年3月末）

役 職 名	氏 名	代表権の有無	役 職 名	氏 名	代表権の有無
代表理事組合長	作田 実喜秋	有	理 事	酒 井 勲	無
副組合長理事	本多 博明	無	〃	本江 信一	無
代表理事専務	中出 俊範	有	〃	東 美津子	無
常 務 理 事	土井 育男	無	〃	宮本 敬明	無
信用担当事業兼金融共済部長	北野 恵一	無	〃	青山 卓弘	無
理 事	和田 憲光	無	〃	小藏 和浩	無
〃	佐々木 浩然	無	〃	橋 本 誠	無
〃	田 中 肇	無	代 表 監 事	加旗 宏明	無
〃	宮田 和好	無	常 勤 監 事	北村 憲一	無
〃	中田 慶志良	無	員 外 監 事	東野 正孝	無
〃	原田 吉和	無	監 事	中川 功市	無
〃	吉川 香里	無	〃	伴場 博夫	無
〃	坂谷 佐敏	無	〃	作 田 悟	無

（注）監事 東野 正孝は農協法第30条第14項に定める員外監事であります。

3. 組合員数

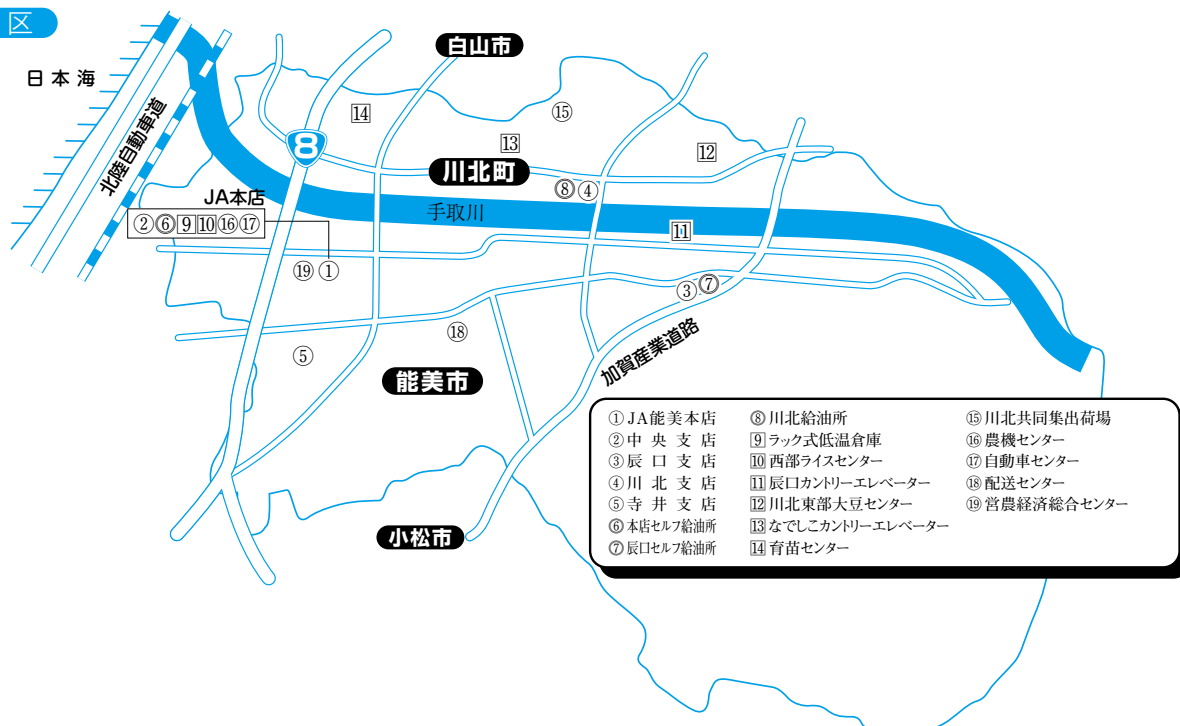
（単位：人）

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
正 組 合 員 数	2,620	2,603	△ 17
個 人	2,596	2,579	△ 17
法 人	24	24	—
准 組 合 員 数	2,972	2,969	△ 3
個 人	2,918	2,915	△ 3
その他の団体	54	54	—
合 計	5,592	5,572	△ 20

4. 組合員組織の状況

組織名	構成員数	組織名	構成員数
JA 青 壮 年 部	158名	いちじく部会	11名
JA 女 性 部	283名	パープル(ナス)部会	3名
各集落生産組合	69組織	かぼちゃ部会	10名
丸 い も 部 会	6名	水 稻 部 会	13名
柿 部 会	12名	は と 麦 部 会	6名
姫 九 谷 部 会	17名	玉 ね ぎ 部 会	27名

5. 地 区



6. 沿革・歩み

当JAは、昭和50年5月に当時の4自治体（根上町、寺井町、辰口町、川北町）にわたる10農協が、農業を取り巻く立地的・経済的環境変化をはじめ、交通網の整備に伴う生活圏の広域化等、事業環境の変化に対応し、経営基盤の拡充と事業機能強化を図ることを目的に、広域合併を行って発足しました。

爾後、地域農業振興計画の実践により、「安定し、活力ある農業経営の確立」と「豊かな農村社会づくり」に取り組むとともに、地域社会に貢献する組織として、コミュニティーコープ（地域社会協同組合）機能を備えたJAへの転換に努めてきました。

さらに、激変する諸環境の変化に対応するとともに、より安定した経営基盤の確立と地域の皆様に信頼されるJAの構築をめざし、平成11年4月に、能美郡、寺井町、川北町の3JAが合併して能美農業協同組合が発足しました。

その後、平成17年2月の行政広域合併（根上町・寺井町・辰口町）による能美市の誕生をはさみ、平成18年7月には、経営の合理化を目的とした支店統廃合を実施して、12支店1出張所から4支店体制へ移行し、平成23年4月には、地域内農産物の直売所を併設した営農経済総合センターを開設、令和6年3月には13年ぶりに機構改革をおこない、営農経済部に新たに「園芸振興課」を設置し、「園芸作物販売高1億円」の実現やJAグリーンへの出荷（産直）生産者の育成を通じて、地域農業の活性化に取り組むとともに、金融部と共済部を統合し「金融共済部」を設置し「金融渉外」と「ライフアドバイザー（共済渉外）」の業務を新設の「渉外課」が統括管理する「渉外担当」に統合し、多様な相談機能を有する対応力の高い職員による組合員サービスの向上にも取り組んでいます。また、経営管理態勢の強化を目的に「経営企画部」を「総務部」とし、新たに「総務部」の中に「リスク管理課」を設置し、組織マネジメント力の向上、総合的なリスク管理態勢の強化を図っています。

7. 店舗等のご案内

（単位：台）

店舗・施設の名称	所在地の住所	電話番号	CD・ATM設置台数
本 店	〒923-1101 能美市粟生町ヨ1	(0761) 57-3505	
営農経済総合センター	〒923-1101 能美市粟生町あ1	(0761) 57-2655	
中 央 支 店	〒923-1101 能美市粟生町ヨ1-1	(0761) 57-0036	1
寺 井 支 店	〒923-1121 能美市寺井町レ102	(0761) 57-1141	1
辰 口 支 店	〒923-1201 能美市岩内町ワ30	(0761) 51-3115	1
川 北 支 店	〒923-1267 能美郡川北町字壱ツ屋208-1	(076) 277-1288	1

店舗外CD・ATM設置場所	所在地の住所	CD・ATMの区別	営業日(平日・土・日)
能美市役所寺井分室前	〒923-1121 能美市寺井町タ35	ATM	平日・土・日・祝日
アルビス辰口店	〒923-1243 能美市三ツ屋町3-1	ATM	平日・土・日・祝日

利益相反管理方針

(平成 21 年 6 月 1 日制定)

当 JA は、お客さま利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法等に基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当 JA の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当 JA の間の利益が相反する類型
- (2) 当 JA の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当 JA は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当 JA が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当 JA で定める内部規程に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

(1) 当 JA は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 JA 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 JA の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規程等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当 JA は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

能美農業協同組合個人情報保護方針

(平成 17 年 3 月 29 日制定)

(平成 29 年 5 月 30 日最終改訂)

当 JA は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当 JA の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当 JA は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第 2 条第 1 項、第 2 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当 JA は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当 JA は、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当 JA は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当 JA は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第 2 条第 6 項が規定する、個人情報データベース等(保護法第 2 条第 4 項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取り扱い

当 JA は、匿名加工情報(保護法第 2 条第 9 項)の取り扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当 JA は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当 JA は、番号利用法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当 JA は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上、必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者への提供は、致しません。

8. 開示・訂正等

当 JA は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、保護法第 2 条第 7 項に規定するデータをいいます。

9. 質問・苦情窓口

当 JA は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当 JA は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

(平成 30 年 2 月 20 日制定)
(令和 5 年 2 月 20 日最終改定)

JA グループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当 JA では、『不断の自己改革を通して「持続可能な農業の実現」「豊かで暮らしやすい地域社会の実現」「協同組合としての役割発揮」に取り組み、組合員・利用者の皆様と地域にとって必要不可欠な存在であり続けます』旨の理念を掲げ、2017 年 3 月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

- (1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるよう厳選した商品「JAバンクセレクトファンド」をご用意しております。なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】
- (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について重要情報シート等を活用し分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】
- (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】
- (4) ご提案にあたっては、利用者保護の観点から勧誘を行うことが適していると判断されるお客さまに対し、ご意向に沿った商品のご案内を行います。特に、ご高齢のお客さまに対しては、理解度を十分に確認したうえで慎重に対応いたします。【原則6本文および(注1、2、4、5)】
- (5) 販売後においても、お客さまがお持ちの投資信託商品に関する情報提供及び今後の運用方針の確認(アフターフォロー)を定期的に行います。【原則6本文および(注1、4、5)】

3. 利益相反の適切な管理

- (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。【原則3本文および(注)】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) お客さま本位の業務運営の定着に向けて、研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことで、組合員・地域の皆様から信頼され、安心してご利用・ご相談いただける人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

5. お客さま本位の業務運営にかかる成果指標(KPI)

- (1) 当組合における「お客さま本位の業務運営」の取組状況をご確認いただけるよう、成果指標を定期的に公表し、より良い業務運営につなげていきます。【原則2本文および(注)】

次の指標を公表することにより透明性の高い業務運営に努めます。

- ①投資信託の取扱い商品ラインアップ
- ②投資信託における長期・積立・分散投資の状況
- ③運用損益別顧客比率
- ④投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン
- ⑤投資信託預り残高上位20銘柄のリスク・リターン

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2021年1月改訂)との対応を示しています。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

(平成22年10月1日制定)

(平成30年2月20日最終改定)

当JAは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組みます。あわせて、平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(運営等)

当JAは、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当JAの特性に応じた態勢を整備します。
また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当JAは、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当JAは、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当JAは、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当JAは、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

JAバンク利用者保護等管理方針

(平成23年7月29日制定)

当JAは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者(利用者になろうとされる方を含みます。以下同じ。)の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行うものとします。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。)および情報提供を適切かつ十分に行います。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含みます。)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4 当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- 5 当JAとの取引に伴い、当JAの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【備考】

本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当JAとの間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用 語	内 容
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額（経過措置適用後の額）』を言います。
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	各エクスポージャーに対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスク・ウェイトを乗じて算出した信用リスク・アセット額、CVA リスク相当額を8%で除した額の合計額を言います。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新 BIS 規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業に係るその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業に係るその他の費用、国債等債券売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。

用 語	内 容
CVA リスク (Credit Value Adjustment)	CVA（派生商品取引についての取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の公正価値評価額と信用リスクを勘案した場合の公正価値評価額との差額を言います。）が変動するリスクを言います。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新 BIS 規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化をあてはめることです。
△ EVE・△ NII	△ EVE とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。△ NII とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。 △ EVE については、6 つの金利ショック・シナリオ（上方パラレルシフト・下方パラレルシフト・スティープ化・フラット化・短期金利上昇・短期金利低下）に基づいて、△ NII については 2 つの金利ショック・シナリオ（上方パラレルシフト・下方パラレルシフト）に基づいて計測を実施します。
上方パラレルシフト・ 下方パラレルシフト	満期までの残存年数が異なる債券についての金利が、全体的に上昇することを上方パラレルシフトといいます。反対に、金利が全体的に下落することを下方パラレルシフトといいます。
スティープ化・フラット化	長期金利が上昇して、短期金利と長期金利との差が大きくなることをスティープ化といいます。反対に、長期金利が下落して、短期金利と長期金利との差が小さくなることをフラット化といいます。

ディスクロージャー開示項目対比掲載ページ

< 概況及び組織に関する事項 >

1. 業務の運営の組織	51
2. 理事及び監事の氏名及び役職名	52
3. 事務所の名称及び所在地	53

< 主要な業務の内容 >

4. 主要な業務の内容	11
-------------	----

< 主要な業務に関する事項 >

5. 直近の事業年度における事業の概況	4 ~ 7
6. 直近の5事業年度における主要な業務の 状況を示す指標	30
7. 直近の2事業年度における主要な事業の 状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	
a. 事業粗利益及び事業粗利益率	30
b. 資金運用収支、役務取引等収支及び その他事業収支	31
c. 資金運用勘定並びに資金調達勘定 平均残高、利息、利回り及び 総資金利ざや	31
d. 受取利息及び支払利息の増減	31
e. 総資産経常利益率及び 資本経常利益率	41
f. 総資産当期純利益率及び 資本当期純利益率	41
② 貯金に関する指標	
a. 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金、 その他の貯金の平均残高	31
b. 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金 及びその他の区分ごとの 定期貯金の残高	32
③ 貸出金等に関する指標	
a. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高	32
b. 固定金利及び変動金利の区分 ごとの貸出金の残高	32
c. 担保の種類別の貸出金残高及 び債務保証見返額	32
d. 使途別の貸出金残高	33
e. 主要な農業関係の貸出実績	33
f. 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高 の貸出金の総額に対する割合	33
g. 貯貸率の期末値及び期中平均値	41

④ 有価証券に関する指標

a. 商品有価証券の種類別の 平均残高	該当なし
b. 有価証券の種類別の残存期間別 の残高	37
c. 有価証券の種類別の平均残高	36
d. 貯証率の期末値及び期中平均値	41

< 業務の運営に関する事項 >

8. リスク管理の体制	7 ~ 8
9. 法令遵守の体制	8 ~ 10
10. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化の ための取組の状況	2 ~ 4
11. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	10

< 直近の2事業年度における財産の状況 >

12. 貸借対照表、損益計算書及び 剰余金処分計算書	12 ~ 26
13. 貸出金にかかる事項	
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	34
② 危険債権	34
③ 三月以上延滞債権	34
④ 貸出条件緩和債権	34
⑤ 正常債権	34
14. 自己資本の充実の状況	41 ~ 50
15. 次に掲げるものに関する取得価額又は 契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	36 ~ 38
② 金銭の信託	38
③ 金融先物取引等	該当なし
16. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	36
17. 貸出金償却額	36
18. 法第37条の2第3項の規定に基づき 会計監査人の監査を受けている旨	29



能美農業協同組合

石川県能美市栗生町㊦1

〒923-1101

TEL.0761-57-3505 FAX.0761-58-6410